

長崎県後期高齢者医療広域連合議会 会議録（令和7年2月定例会）

令和 7 年 2 月 定例会

令和 7 年 2 月 1 2 日（水曜日）午後 1 時 0 0 分開会

長崎県市町村会館 6 階 会議室

議事日程

- 日程 1 仮議席の指定について
- 日程 2 議長選挙について
- 日程 3 会期について
- 日程 4 議席の指定について
- 日程 5 会議録署名議員の指名について
- 日程 6 経過等の報告事項について
- 日程 7 長崎県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の策定について
- 日程 8 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程 9 長崎県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 1 0 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 1 1 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 1 2 令和 6 年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
令和 6 年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程 1 3 令和 7 年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
令和 7 年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程 1 4 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 1 5 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程 1 6 議会運営委員の選任について
- 日程 1 7 議会運営について
- 日程 1 8 協議等の場（議員研修会）の報告について

日程 19 例月出納検査の報告について

日程 20 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1 番	大 谷 恵 次 君	2 番	永 田 勝 美 君
3 番	宮 崎 良 保 君	4 番	尾 上 和 孝 君
5 番	村 井 達 己 君	6 番	浪 瀬 真 吾 君
7 番	山 口 一 三 君	8 番	藤 田 明 美 君
9 番	永 池 充 宏 君	1 0 番	小 田 孝 明 君
1 1 番	平 井 満 洋 君	1 2 番	神之浦 伊佐男 君
1 3 番	山 口 欽 秀 君	1 4 番	小 島 徳 重 君
1 5 番	宮 本 啓 史 君	1 6 番	池 田 稔 巳 君
1 7 番	山 口 弘 宣 君	2 0 番	本 多 松 弘 君
2 1 番	本 田 ひろし 君	2 2 番	新 川 英 之 君
2 3 番	古 賀 豪 紀 君	2 5 番	平 野 剛 君
2 6 番	岩 永 敏 博 君	2 7 番	井 上 重 久 君

欠席議員（3名）

1 8 番	川 崎 剛 君	1 9 番	西 田 京 子 君
2 4 番	福 澤 照 充 君		

説明のために出席した者

広域連合長	古川 隆三郎 君	事務局長	萩 原 哲 郎 君
企画監兼次長	中 村 浩 二 君	総務課長	吉 田 卓 史 君
事業課長	高 見 徹 君	保険管理課長	山崎 喜一郎 君

事務職員出席者

書記	澤 久 愛 君
----	---------

＝開会 午後 1 時 0 0 分＝

○副議長（村井達己君）

皆様、こんにちは。副議長の村井達己といたします。

地方自治法第 1 0 6 条第 1 項の規定により、議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 1 回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

日程 1 「仮議席の指定について」、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

次に、日程 2 「議長の選挙について」、これより議長の選挙を行います。選挙の方法といたしましては、地方自治法第 1 1 8 条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法でご異議ございませんでしょうか。

【「異議なし」という者あり】

○副議長（村井達己君）

異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は指名推選と決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○副議長（村井達己君）

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は副議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、指名をさせていただきます。議長に、長崎市の岩永敏博議員を指名したいと思います。

ただいま指名いたしました岩永敏博議員を議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○副議長（村井達己君）

ご異議なしと認めます。

よって、岩永敏博議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選をされました岩永議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選を告知いたします。

当選人の登壇をお願いいたします。

【岩永敏博君 登壇】

○議長（岩永敏博君）

皆様、こんにちは。ただいま広域連合議会の議長に、今、村井副議長様よりご指名を受け、そして、皆様のご推挙をいただきました。長崎市議会の岩永敏博と申します。改めてよろしくお願いいたします。

まだ新参者で、非常にこの議会の運営、先輩議員の皆様のご指導をよろしく、しっかりと公平、公正のために運営をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げますとともに、今後とも被保険者の皆様が安心して必要な医療を受け

られるように誠心誠意、努力をさせていただきたいと思っております。どうぞ今後の運営について、ご理解、ご協力よろしくお願いを申し上げまして、挨拶といたします。ありがとうございます。

○副議長（村井達己君）

議長は議長席にお着き願います。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（休 憩）

（再 開）

○議長（岩永敏博君）

では、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しておりますとおり、本日の日程に議事日程第1号の2を追加いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議事日程第1号の2を、本日の日程に追加することに決定いたしました。

日程3「会期について」を議題といたします。

今定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付

のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程4「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

日程5「会議録署名議員の指名について」は、1番、大谷恵次議員及び12番、神之浦伊佐男議員を指名いたします。

ここで、連合長から発言の申出がっております。

連合長。

【古川隆三郎君 登壇】

○連合長（古川隆三郎君）

皆さん、こんにちは。本日は、広域連合2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど新たに広域連合議会議長に選出されました岩永敏博議員におかれましては、快くお引き受けいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。今後とも広域連合議会の円滑な運営と、当局の運営に対しましてもご高配賜りますようお願い申し上げます。

皆様、ご承知のことと存じますが、昨年12月2日から被保険者証の新規発行が終了することとなり、マイナ保険証を基本とする仕組みへの大きな制度改正が行われたところであります。マイナ保険証につきましては、マスコミ報道をはじめ、様々な意

見がありますが、マイナ保険証で受診いただくと、ご本人の同意の下、過去のお薬、診療、健診データ等が医療機関に提供され、よりよい医療を受けることができるというメリットもあるところであります。国においては、今後さらに便利に使いやすいものとなるよう、様々な機能改善を予定されています。当広域連合といたしましても、マイナ保険証に関する被保険者の皆様の不安の声に一つ一つ応えながら、安心して受診していただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

さて、昨年、国において後期高齢者医療のさらなる制度の見直し等の検討が行われています。こうした国の動向につきまして、少しお話をさせていただきたいと思えます。

1つ目は、令和6年9月13日の閣議において、新たな「高齢社会対策大綱」を決定し、後期高齢者医療制度で窓口負担が3割になる「現役並み所得」の判断基準の見直し等について、「全世代型社会保障構築等を目指す改革の道筋」を踏まえ、令和10年度までの実施について検討を進める方針が打ち出されたことであります。11月の臨時国会における首相の所信表明演説においても「現役世代の負担を軽減し、意欲のある高齢者をはじめ、誰もが年齢にかかわらず、能力や個性を生かして支え合う全世代型の社会保障を構築していく」と改めて表明されたところであります。

2つ目は、昨年末の厚生労働大臣と財務大臣との折衝の結果、高額療養費について自己負担限度額の見直しの方針が示されたことです。近年の高齢化の進展や医療の高度化などにより高額療養費の支給額は増加しています。その財源である保険料や公費も年々増えています。こうした状況を踏まえ、全ての世代の保険料負担の軽減を図り、能力に応じた負担とする観点から国において自己負担額の引上げと所得区分の細分化が検討されております。高額療養費制度の見直しについては、現在、国会でも議論がなされているところであり、当広域連合といたしましても、今後の動向を注視してまいりたいと考えています。

本日は、「令和7年度一般会計及び特別会計予算」や「条例改正」などの議案を提案することとしています。ご審議のほどよろしく願いいたしますとともに、各議案

に対しまして、議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩永敏博君）

次に、日程6「経過等の報告事項について」、事務局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

総務課長の吉田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、経過等の報告事項についてご説明いたします。

資料は当日配付資料、ピンクの表紙であります経過等の報告事項についてお願いいたします。

1ページをお開きください。前回開催の議会定例会、昨年8月23日に開催いたしました、これ以降における広域連合の主要な事項についてご報告をいたします。先ほど広域連合長からも最近の動向のご説明があったんですが、重複するところがございしますが、お許してください。

令和6年9月13日の閣議において、新たな高齢社会対策大綱を決定し、後期高齢者医療制度で窓口負担が3割になる現役並み所得の判断基準の見直し等について、全世代型社会保障構築等を目指す改革の道筋で、令和10年度までの実施について検討をすることとされていることを踏まえ、検討を進める方針を打ち出しました。この全世代型社会保障の構築については、11月の臨時国会における首相の所信表明においても表明されておられます。

次に、高額療養費制度の見直しについてでございます。11月15日に行われました全世代型社会保障構築会議、また、11月21日の社会保障審議会医療保険部会において議論が交わされまして、物価・賃金等の上昇に合わせて自己負担額を引き上げるなどの見直し方針が示されました。この高額療養費の見直しについては、先ほど連

合長の挨拶の中でも申し上げましたとおり、現在国会でも議論がなされてるところでありまして、広域連合としても今後の動向に注視してまいりたいというふうに考えております。

最後が、マイナ保険証についてです。12月2日からマイナ保険証を基本とする新しい制度に移行をいたしました。制度移行後も現行の発行済み被保険者証は有効期限内の使用を可能とするほか、マイナ保険証をお持ちでない方については、当分の間、申請によらず資格確認書が交付されることになっております。なお、後期高齢者医療制度では、本年8月の年次更新までの暫定的な運用として、マイナ保険証の有無にかかわらず、新たに被保険者となる方に資格確認書を交付いたしております。

続いて、2番、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う問合せ状況についてでございます。令和6年12月2日に被保険者証の交付が廃止されましたが、11月25日から12月27日までの1か月間、この件に係る広域連合への問合せ状況について、問合せ項目ごとの件数を表にいたしております。広域連合に対しましては記載のとおりでございます。なお、このほか県内各市町のほうにも電話及び窓口において問合せがっており、対応していただいているところでございます。

続きまして、3番、国に対する要望についてでございます。令和6年11月14日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会が、後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望し、5項目についての要望書を福岡資麿厚生労働大臣宛てに提出しております。なお、要望書は、参考として6ページから8ページに掲載いたしております。

続きまして、4番、広域連合規約の変更についてでございます。現行の被保険者証が発行されなくなることに伴いまして、広域連合規約を変更することで、変更内容等については8月の議会定例会においても説明をいたしました。令和6年8月30日に関係省令が交付されたことに伴い、9月5日に長崎県へ許可申請を行い、9月12日付で許可を受けましたことをご報告いたします。

最後、5番、懇話会についてでございます。懇話会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に関して広く意見を求めるため設置しているもので、被保険者代表、保険医、保険薬剤師及び公益を代表する委員10名で構成されています。今年度の第2回目を令和6年12月10日に出席委員9名において開催いたしました。協議内容、主な質問及び主な意見は記載のとおりでございます。なお、懇話会委員名簿を掲載いたしておりますので、参考とさせていただきます。

以上が経過等の報告事項でございます。

○議長（岩永敏博君）

ただいまの経過報告についてはご了承をお願いいたします。

次に、日程7「議案第1号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」、ご説明いたします。

白色の表紙の定例会議案は1ページから14ページまで、こちらには広域計画（案）全文を掲載させていただいております。

緑色の表紙、定例会説明資料1ページから10ページまででございます。こちらは概要版として作成しておりまして、後ほど内容については、こちらのほうでご説明をさせていただきたいと存じます。

内容の説明に入る前に、当日配付資料として配付をさせていただいておりますA4、1枚でございます。当日配付資料の7です。議案第1号に係る追加資料として配付しております、長崎県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定についてをご覧いただきたいと存じます。

まず、１、広域計画とはですが、広域計画は地方自治法により広域連合に作成が義務づけられている計画で、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項などについて基本的な指針を定めるものでございます。したがいまして、全国の４７都道府県にある後期高齢者医療広域連合が、全て同様な広域計画を作成することと義務づけられているところでございます。

次に、２、策定に当たっての経過についてご説明いたします。

（１）事務局内協議におきましては、昨年８月に広域連合内の各課の係長以上等の職員で組織する広域連合のプロジェクトチームを立ち上げまして、計４回のプロジェクト会議を行い、１０月には連合長との協議も行ったところでございます。

（２）市町との協議経緯でございますが、昨年１０月１６日に幹事会、これは県内市町担当課長で構成する会議でございますが、この幹事会を開催し、プロジェクトチームで作成した計画の素案について議論をいただきました。そのほか市町からの意見募集及び寄せられた意見の報告を行うなどの調整を経まして、今年１月にも幹事会を開催し、再確認のための協議を行ったところです。

最後に、１月１７日に実施いたしました運営委員会、こちらは県内市町の首長で構成する会議ですが、この運営委員会においても協議を行ったところです。

（３）外部の意見聴取でございます。昨年１１月１１日から２５日までの間、パブリックコメントで意見募集を行いました。ここでのご意見はございませんでした。

次に、１２月１０日に被保険者代表及び有識者等で構成する懇話会において協議をいただきました。

以上が広域計画策定に当たっての経過でございます。

それでは、緑色の表紙、定例会説明資料にて内容のご説明をさせていただきたいと存じます。緑色の表紙、説明資料の２ページをお開きいただきたいと思います。

大変恐れ入ります。少し説明が長くなりますので、着座にてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

説明資料の 2 ページからです。2 ページ、3 ページでは、広域計画の基本事項を記しております。まず、1、広域計画とはでございますが、先ほどもご説明したとおり、地方自治法により広域連合に作成が義務づけられている計画です。

次に、2、これまでの経緯でございますが、これまで第 1 次から第 3 次広域計画を策定しておりまして、策定期間と計画期間は記載のとおりとなっております。広域計画は規約第 5 条に基づく事項、右の 3 ページの 5、広域計画の項目に記載をさせていただいておりますが、この記載の内容を議会の議決を経て告示するものとなっております。

恐れ入ります。左のページ、2 ページに戻りまして、3、第 4 次広域計画ですが、この第 4 次広域計画の期間は令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間とさせていただいております。

次に、4 ページをお願いいたします。以降は広域計画の中身に入っておりますが、この計画は大きく 4 つに分かれておりまして、まず 1 つ目が、4 ページから 7 ページにかけて現状、それから 2 つ目が、7 ページにあります課題、そして 3 つ目が、現状と課題を踏まえた広域連合の基本方針を 8 ページに記載をしております。最後に 4 つ目は、9 ページから記載をしております、広域連合及び市町が行う事務という内容で構成をされております。

それでは、4 ページの現状からご説明をさせていただきます。

まず、ア 被保険者数です。制度発足当初の平成 20 年 4 月は 18 万 6,617 人でしたが、令和 6 年 8 月時点では 23 万 3,286 人と 125% となっているところでございます。なお、令和 7 年度以降の表は推計値を用いています。その下のグラフをご覧くださいと存じます。令和 3 年度以降、被保険者数は右肩上がりに増えておりまして、令和 7 年度以降は伸び率が、折れ線グラフです、緩やかになるものの、被保険者数自体は増え続けるものと推計をしております。

次に、5 ページをお願いいたします。イ 人口です。こちらもその下に記載をしているグラフの方でご説明をさせていただきます。長崎県内の将来人口は減少するもの

と推計されているところですが、しかしながら、グラフの下濃い色の部分、75歳以上の人口ですが、いわゆる後期高齢者人口となりまして、こちらのほうは今後も増加を続けることとなり、令和17年頃をピークに減少に転じると推計をされております。しかしながら、県内総人口に占める後期高齢者人口の割合はその後も増え続けると見込まれているところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。ウ 健康寿命です。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことですが、国民生活基礎調査を基に導き出された数値となっております。令和元年度までは健康寿命は延伸傾向でございますが、令和元年と令和4年、こちらを比較いたしますと、全国平均と長崎県ともにほぼ横ばいというふうな状況でございます。なお、長崎県は全国平均を僅かに下回っているという状況でございます。

次に、エ 1人当たり医療費です。本県は全国的にも高い傾向にありまして、上位5位以内という高い水準になっております。

続いて、オ 保険料についてです。保険料率は令和2年度以降上がり続けており、特に令和6年度からは後期高齢者負担率の見直しと出産育児支援金の負担が始まったことにより増加となっております。

7ページをご覧いただきたいと存じます。保険料収納率です。この表の中の全体というのは、年金からの天引きによる特別徴収と普通徴収の合計値でございます。普通徴収は口座振替や納付書による徴収でございまして、記載のとおりとなっているところでございます。

続きまして、その下、これまでご説明いたしました現状に対する（2）課題でございます。読み上げさせていただきます。

このような状況において、制度を円滑かつ安定的に運営していくためには、医療給付と保険料負担との均衡を図りながら、引き続き健全な財政運営に努めることが重要です。また、保険料収納率のさらなる向上が必要です。一方、1人当たり医療費が高く、今後も伸びていくことが予想される中、医療費の増加を抑制するために医療費

適正化を推進する必要があります。また、健康保持増進により健康寿命の延伸が図られるよう、県内市町をはじめ、関係機関と連携した保健事業への一層の取組が求められますとしているところでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。これまでご説明申し上げました現状と課題を踏まえた第4次広域計画の基本方針でございます。基本方針は6つの項目について掲げておりまして、この基本的な考え方の下、後期高齢者医療制度の円滑かつ安定的な運営に取り組むこととしております。

まず1つ目、（1）健全な財政運営です。持続可能な制度運営のためには財源の確保は重要な要素になります。そのためには、①国からの交付金の活用、②財政調整基金による財源調整、③適切な保険料率の設定ときめ細やかな収納対策による収納率の向上、こういった取組によって健全な財政運営を図るものといたします。

次に2つ目、（2）事務処理の効率化です。今後も増加する被保険者に対して迅速的確なサービスを行うため、増大する事務量に対応し、IT化による自動化等の効率的な事務処理に取り組むこととしてしております。

3つ目、（3）医療費の適正化です。医療費が増加傾向にある中、レセプト点検や第三者行為求償事務の強化、適正受診、適正服薬を促す訪問指導及び医療費通知などの実施により医療費の適正化に努めます。また、ジェネリック医薬品の使用を引き続き推進することとしております。

4つ目、（4）保健事業の推進です。できる限り長く在宅で自立した生活を送ることのできる高齢者を増やすため、健康診査、歯科健診及び一体的実施などの保健事業を推進するものとしております。

次に5つ目、（5）広報活動の充実です。制度の複雑化に伴い、今まで以上に被保険者に対して分かりやすい広報を行うことが重要となっています。広域連合が作成するリーフレットやホームページはもちろん、市町の広報誌など、各種広報媒体を活用し分かりやすい広報活動に努めるものとしております。

最後の6つ目、（6）個人情報情報の適正管理です。多くの個人情報を取り扱うものと

して、個人情報の保護に関する法律などの関係法令を遵守し、広域連合が取り扱う個人情報に適正に管理します。

以上が第4次広域計画の6つの基本方針となります。

次に、9ページ以降には、広域連合及び市町が行う事務について記載しております。詳細な説明は省略させていただきたいと存じますが、資格管理、医療給付、保険料の賦課・徴収、保健事業、その他の項目ごとに広域連合と市町が行うそれぞれの事務の概要を記しています。

10ページには、参考として、広域連合規約の抜粋を記載しております。

議案第1号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

本件については、事前通告が1名から出されております。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しの上、発言ください。

では、13番、山口議員。

○13番（山口欽秀君）

山口です。資料の8ページ、広域計画の基本方針のところなんですが、その中に、健全な財政運営に関して、保険料の適切な保険料率の設定や賦課についてに記されておりますので、そのことについてお考えを聞きます。

保険料率については、第3次計画を見ますと、令和2年から6年の間、2年ごとにもう確実に改定され引き上げられてきて、今回6年度は大きく上がっているわけですね。こういう流れの中で第4次計画がつくられているわけですが、その点で令和2年よりも今の現状のほうが、団塊の世代が後期高齢者に入ってきて人数が増える、そういう状況が一層強まっているということで行くと、令和2年と今と状況違うという

か、状況のやっぱり把握が必要じゃないかなと思うんですよ。そういう中、それからこの間ずっと保険料も上げてきたという、そういう実際の中で被保険者の負担料率についてのどう考えているのかというところを、どう検討されて、この基本方針ですね、健全な財政運営に関して保険料の適切な保険料率の設定賦課についてというふうに掲げられていますが、どのように今後考えているのか。もう少し具体的にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩永敏博君）

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

保険管理課長の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

まず、適切な保険料率につきましては、被保険者の負担を考慮しながら、後期高齢者医療制度を持続可能に維持するために公平かつ妥当な水準で保険料率を決定することと考えております。具体的には、医療費の推移の見通し、負担の公平性、財政の健全性、国の政策や制度改正、経済状況、健康増進政策の推進などを総合的に勘案し、持続可能で公平な保険料率を設定いたします。その上で、被保険者の所得に基づきまして、適切な保険料率により保険料の賦課を行うことが財源の確保につながるものと考えております。

保険料につきましては、改定が2年ごとに行われ、厚労省が所管する諮問機関であります社会保障審議会医療保険部会の中で様々な審議がなされ、国から一定の数字が示された上で広域連合として保険料率の算定をしているところですが、近年の被保険者数の急激な増加や医療費の高度化、それと高額薬剤の普及等により医療費は増加し続けており、被保険者の方々の負担の増加も十分認識はしているところです。そういう中で、前回の令和6、7年度の料率改定の際にも保険料の負担が激変するというところで、積み立てておりました財政調整基金を一定程度取り崩し、保険料の上昇をでき

るだけ抑える取組をさせていただいたところです。あわせて、私どもとしては保険料の急激な上昇は避けるべきであると考えておりまして、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、できるだけ避けるよう申入れをしているところです。一方で、今後も後期高齢者医療制度をはじめ、医療保険制度全体を運営し維持していくためには、やはり応分の負担をお願いすることは避けられない部分だと考えております。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

13番、山口議員。

○13番（山口欽秀君）

今の答弁からいくと、計画内容そのものもそうですが、第3次と第4次、変わりがないわけですよ。ところが、現在の被保険者の生活状況とか、年金のとか、賃金の上昇傾向からいったら、令和2年度とは比較にならないほど市民生活に大きな影響が出ている状況なんですよ。だからこのまま今までどおり、資料の6ページの方でどんどん上げていっていいのかという点での検討はなされたのか。それはもうどんどん高齢者が増えるわけですから、医療費の負担はどんどん増える、そういう状況を見たときに、その辺りの検討、国が言うように負担してもらわな困ると、そういう結論を今言われたように思うんですが、そういう方向での広域計画ということになるんでしょうか。

○議長（岩永敏博君）

企画監兼次長。

○企画監兼次長（中村浩二君）

議員ご指摘のとおり、被保険者が増えていけば、医療費の総額が増えていくという

のはそのとおりでございますが、保険料を負担する方の人数も増えますので、1人当たりの保険料負担が、そのとおり増えていくというわけではございません。1人当たりの保険料が増えていく要因の大きなものとしては、一人一人の医療費が増えていくというところが大きな要因になっております。それは後ほど議員からもご質問があるかもしれませんが、高額療養費の問題とかいろいろあるとは思いますが、一人一人の医療費ができるだけ伸びないようにということで、こちらのほうの第4次計画においても健康増進事業というのを記載させていただいております。健康増進事業によって、ご高齢の方々一人一人が今より健康なままで、元気なままで、お年を召していただくことによって、お一人お一人にかかる医療費というのが、できるだけ低くなっていきますれば、保険料もその分低く抑えられるというふうな考えを持っております。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

13番、山口議員。

○13番（山口欽秀君）

第4次、改めて聞きますが、第3次と変わって、第4次はこういう点で保険料率の引き下げると、今の言われた程度のことで、実際に上げ幅を抑えることができる。そういうふうな考えの計画なんだということですか。

○議長（岩永敏博君）

企画監兼次長。

○企画監兼次長（中村浩二君）

一人一人の健康に関することですので、すぐに効果は出てくるかと申し上げます

と、確かにすぐに効果は出てくるわけではございません。ただ、長期的に見ていただければ、将来の一人ひとりの保険料負担を下げるためには、皆が健康で自立した生活を送ることができるようになること、これが大事だと考えております。

昨年度、第3次データヘルス計画を策定いたしましたときも、そのような考えで策定させていただいております。

以上です。

○議長（岩永敏博君）

では、今の答弁でご了承願います。

ほかになれば、これをもって、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」に対する討論に入ります。

13番、山口議員。

○13番（山口欽秀君）

議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」、反対討論を行います。

第3次広域計画は、令和2年から令和6年までの計画でした。この間、保険料は上がり続けてきました。これ以上の負担は耐え難いという状態になっております。広域計画の趣旨、現状の課題について、第4次は第3次と変わらないものになっています。これでは高齢者の置かれている状況を改善されることなく、悪くなると考えられます。負担増が続くことになりかねません。高齢者の年金生活、物価高騰で生活が苦しい状況が広がっております。後期高齢者の高い保険料は年金から天引きされ、生活に使う費用を節約しながらという生活になっております。病気になっても病院の窓口負担が重たく、病院にかかれない状況も広がっているわけであります。治療を諦めることになり、必要な医療を受けられない死の危機に直面することになりかねないわけ

であります。この第４次広域計画にはこれまで上がり続けた保険料をどう歯止めをかけていくかの方策がありません。この方策が必要です。しかし、第３次広域計画をそのまま引き継ぐ第４次広域計画に、その計画はありません。よって、賛成することはできません。憲法第２５条、国民の生存権をしっかりと保障するための計画を求めて、反対討論とします。

○議長（岩永敏博君）

ほかにございませんか。

これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第１号を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者 起立】

○議長（岩永敏博君）

起立多数であります。

よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程８「議案第２号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第２号「刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についてご説明いたします。

白い表紙の定例会議案は１５ページから１９ページまで、緑色の表紙、定例会説明資料は１１ページから１６ページまででございます。

それでは、まず、白色の表紙、定例会議案１７ページをご覧いただきたいと思います。

す。１７ページ、下のほうの段、提案理由に記載のとおり、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことを踏まえ、広域連合においても所要の整備を行うものでございます。

提案する条例につきましては、１８ページ、１９ページに記載しておりますが、その内容につきましては、緑色の表紙、定例会説明資料の方でご説明したいと存じます。

緑色の表紙、定例会説明資料の１２ページをご覧くださいと思います。横書きの表になっております。その真ん中、主な内容に記載のとおり、１．改正の概要としては、条例中、「懲役」「禁錮」の字句が含まれる場合には、これらを「拘禁刑」に改めるものとします。なお、当広域連合において改正対象の条例が複数ございましたので、整理条例を制定するものでございます。

２．対象条例ですが、長崎県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例、次に同じく、情報公開・個人情報保護審査会条例、次に同じく、職員の給与に関する条例の３条例でございます。

３．経過措置については、刑法等一部改正法等の施行前にした行為の処罰及び人の資格に関する法令の規定の適用等について、附則において所要の経過措置を設けるものです。なお、施行期日は一番下に記載のとおり、令和７年６月１日でございます。

１３ページから１６ページにかけて、それぞれの条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第２号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

○議長（岩永敏博君）

なければ、これをもって議案第２号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第２号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」に対する討論に入ります。

○議長（岩永敏博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第２号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程９「議員提出議案第１号」を議題といたします。

提案理由について説明を求めます。

２７番、井上議員。

○２７番（井上重久君）

長崎市選出の議会運営委員長、井上重久でございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号については、お手元に配付しておりますとおりでございますが、７名の共同提案者を代表いたしまして、私のほうから提案理由を申し上げます。

本案は、議案第２号において、事務局からも説明がありましたとおり、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設さ

れたことを踏まえ、当広域連合議会の個人情報の保護に関する条例においても所要の整備を行うものでございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議員提出議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しの上、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

【「なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

なければ、これをもって議員提出議案第１号に対する質疑を終結いたします。

これより議員提出議案第１号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

○議長（岩永敏博君）

討論を終結し、採決をいたします。

議員提出議案第１号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、日程１０「議案第３号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第３号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

白色の表紙、定例会議案は２１ページから２６ページまで、緑色の表紙、定例会説明資料は１７ページから２４ページまででございます。

それでは、まず、白色の表紙、定例会議案２３ページをお願いいたします。２３ページの下の方、提案理由に記載のとおり、人事院勧告における給与の見直しに応じた規定とするため、地域手当及び通勤手当について、国家公務員等との均衡を考慮し、これに準じた取扱いとするものでございます。

改正条文につきましては、２４ページから２６ページに記載をしておりますが、その内容につきましては、緑色の表紙、定例会説明資料でご説明したいと思います。

恐れ入りますが、緑色の表紙、定例会説明資料の１８ページをお願いいたします。こちらのほうも横書きの表の真ん中の列でございます。主な内容に記載のとおり、まず、１．長崎市で勤務する者への地域手当を廃止するものです。なお、激変緩和措置として、毎年１ポイントずつ、段階的に引き下げる経過措置を附則において設けるものとしております。次に２．通勤手当の上限額を現在の５万５，０００円から１５万円に引き上げるものです。また、併せて所要の整備を行うものでございます。施行日は令和７年４月１日でございます。

１９ページから２４ページには、改正条文の新旧対照表をつけてございますので、ご参照いただきたいと存じます。

議案第３号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

○議長（岩永敏博君）

議案第３号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第３号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

○議長（岩永敏博君）

討論を終結し、採決をいたします。

議案第３号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程１１「議案第４号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第４号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

白色の表紙の定例会議案は２７ページから３０ページまで、緑色の表紙の定例会説明資料は２５ページから２９ページまででございます。

それでは、まず、白色の表紙、定例会議案の２９ページをお願いいたします。下の段の提案理由に記載のとおり、令和７年度以降の保険料の均等割軽減判定に用いる額等の改定及び保険料の徴収猶予の期限を改めるため条例案を提出するものでございます。これは国の高齢者医療の確保に関する法律施行令の改正に伴うものとなっております。

改正条文につきましては、３０ページに記載しておりますが、内容につきましては緑色の表紙、定例会説明資料でご説明したいと存じます。

恐れ入りますが、緑色の表紙、定例会説明資料の２６ページ、２７ページをご覧いただきたいと存じます。こちらにも横書きの表、真ん中の列、主な内容についての部分でご説明いたします。

１．高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、令和７年度以後の保険料を算定する際に被保険者均等割の軽減判定に用いる額を改めることについて、①５割軽減におきましては、世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を２９万５，０００円から３０万５，０００円に引き上げ、②２割軽減におきましては、①と同様、被保険者の数に乗すべき金額を５４万５，０００円から５６万円に引き上げるにより、被保険者の負担軽減を図ろうとするものでございます。施行期日は令和７年４月１日でございます。

次に、２７ページの２．保険料徴収猶予につきましては、①第１９条において、これまで「６箇月以内の期間に限って」としていたものを「６箇月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長１年）以内の期間に限って」と改めるものでございます。

②は附則でございますが、条例改正前に係る保険料については、なお従前の例といたします。施行期日は公布の日となっております。

２８ページ、２９ページに、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

議案第４号の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

本件については、事前通告が１名から出されております。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しの上、ご発言ください。

１３番、山口議員。

○１３番（山口欽秀君）

緑の説明資料の２６ページのところで、５割軽減、２割軽減が、現行と改正後ということであります。改正前と改正された後、この５割軽減の被保険者、２割軽減の被保険者、どのように変わるのか。大体现状維持なのか。その辺りの変化、負担の動向について教えてください。

○議長（岩永敏博君）

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

お答えします。軽減推移に関してですけれども、物価高騰による年金額改定の影響により、従来軽減を受けていた所得水準の方が軽減対象から外れることのないように所得判定基準の引上げを今回行っておりますので、軽減対象者の数には影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

13番、山口議員。

○13番（山口欽秀君）

影響がないといっても、この改正の中には7割負担は一切変化ないわけですから、7割負担の人はきっと5割軽減になるんじゃないか。5割軽減でも年金の上げ幅との同水準でということで影響はないということですが、5割負担の方が2割負担に落ちると、境界の方はその辺りは必ず生じるのではないかなというふうに思います。

この7割・5割・2割軽減について、全体としての長崎県としては7割負担の人が67、8%ぐらいが軽減のうちに入る。それから5割負担が39から43とかの数字、それから2割負担が同じく36から31とか、その辺りの負担割合があるわけですが、その辺りも計算された上で今回も変わらないと、改正前と改正後、そういうふうな数字が出ているということによろしいんですか。

○議長（岩永敏博君）

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

すみません、今回の人数に関しては、そこまでのシミュレーション、計算はできていない状況です。あくまでも国が示した今回の所得判定基準が、年金の改定の影響を受けなくするようということで、国の方から示されておりますので、それに基づいて軽減対象者には今のところは影響はないものと、私どものほうで考えているということです。計算はできておりません。

○議長（岩永敏博君）

13番、山口議員。

○ 1 3 番（山口欽秀君）

その辺りは、私が質問した趣旨にあって、明解に負担の軽減になつとるという、そういう答弁をしていただきたいと、そういうしていないけども多分というようなことは、やっぱり考えていただきたいなというふうに思いますので、今後よろしく願います。

○議長（岩永敏博君）

ほかに質疑はございませんか。

議案第 4 号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第 4 号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

○議長（岩永敏博君）

ございませんか。

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第 4 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程 1 2「議案第 5 号」及び「議案第 6 号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第５号「令和６年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」及び議案第６号「令和６年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」について、一括してご説明いたします。

まず、議案第５号、一般会計補正予算（第１号）でございますが、白い表紙の定例会議案の３３ページをご覧くださいと存じます。一般会計補正予算（第１号）は第１条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ１，５７２万５，０００円を追加し、歳入歳出予算総額を２億７，３７５万９，０００円とするものでございます。

なお、各費目につきましては、３４ページ、３５ページの第１表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

次に、議案第６号、特別会計補正予算（第２号）でございますが、同じく白色の表紙、定例会議案の４９ページをご覧くださいと存じます。特別会計補正予算（第２号）は、第１条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ２９億２，４４４万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２，４８２億２，０２８万３，０００円とするものでございます。

なお、各費目につきましては、５０ページ及び５１ページの第１表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

それでは、補正予算の主な内容につきましては、緑色の表紙の定例会説明資料に基づきまして、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

それでは、今回の補正予算の主な内容についてご説明いたします。

緑色の表紙、定例会説明資料 32 ページ及び 33 ページをお開きください。こちらが一般会計補正予算の見積総括表、それから 36 ページから 37 ページ、こちらが特別会計補正予算の見積総括表でございます。

主な内容につきましては、38 ページと 39 ページ、こちらをお開きください。補正予算概要図、こちらでご説明させていただきます。この 38 ページ及び 39 ページの見開きの資料でございますが、こちらは令和 5 年度の決算剰余金及び令和 6 年度歳出不用見込額等の整理を記載しており、上段が一般会計、下段が特別会計となっております。まず上段、一般会計でございますが、38 ページの左側上段の左の枠内、歳入においては令和 5 年度の決算剰余金を 7 款繰越金として 1,572 万 5,000 円を受け入れます。その横、歳出の枠に矢印が伸びておりますが、真ん中の枠内 2 款総務費、財政調整基金費において基金積立金の財源となります。財政調整基金費は 1,986 万 1,000 円を積み立てることとしており、その他の財源である令和 6 年度歳入不用見込額 413 万 6,000 円につきましては、上段真ん中の枠の右側をご覧ください。2 款総務費において、人事院勧告に基づく増額補正 486 万 4,000 円と歳入不用見込額、この内容は公金振込手数料となっておりますが、こちらは減額補正となります 900 万円、この 2 件を相殺した 413 万 6,000 円を財源といたします。

次に下段の図、特別会計をご覧ください。38 ページに記載しております歳入の枠囲みの中の大きな枠、8 款繰越金として、令和 5 年度の決算剰余金 38 億 8,440 万 9,000 円を計上いたしております。このうち、まず純剰余額 7 億 9,084 万 4,000 円につきましては、39 ページに矢印が伸びておりますが、歳出、7 款基金積立金の財源となります。

38 ページ、歳入の 8 款繰越金の枠に戻っていただきまして、純剰余額の下、要精算額 30 億 9,353 万 5,000 円につきましては、市町、国、支払基金への精算返還の財源といたします。要精算額のうち、左側の枠と点線で結び、当年度分との相殺と表記しておりますが、市町への精算 3 億 7,528 万 2,000 円、一番下の支払基金への精算 5 億 8,468 万円につきましては、それぞれ 1 款市町負担金及び 4

款支払基金交付金の令和6年度中に受け取れる金額との間で相殺処理を行います。

次に、国への精算17億6,677万6,000円と県への精算額3億6,679万7,000円、こちらにつきましては、39ページに矢印が伸びておりますが、歳出、9款諸支出金、2目償還金21億3,357万3,000円の財源として、国、県に対する返還を行います。

次に、39ページ、歳出の枠の右側の2つの枠をご覧ください。まず上段の枠に記載してますとおり、1款総務費において、人事院勧告に基づく増額補正、こちらは会計年度任用職員及び任期付職員の人件費となりますが、一般管理費で218万2,000円、レセプト点検事業費で70万7,000円増額するとともに、不用見込額の減額補正といたしまして、1款総務費の一般管理費2,300万円、こちらは標準システム機器更改経費の不用見込額でございます。その下のレセプト点検事業費の不用見込額1,350万円を減額し、この枠囲みの一番上に記載しております合計3,361万1,000円、こちらを減額いたしまして、その財源分を矢印のとおり、7款基金積立金に積み立てます。

次に、右側下段の枠は、保険給付費相当に係る増額補正でございますが、出産育児支援金において、当初国が示した見込額から変更があり、5款支払基金拠出金において188万4,000円を補正いたします。また、6款保健事業費における会計年度任用職員及び任期付職員に係る人件費を72万7,000円増額しますので、合わせて261万1,000円を増額いたします。この増額分は矢印の先、7款基金積立金において、先ほど説明した令和5年度決算剰余金7億9,087万4,000円と、1款総務費における不用見込額3,361万1,000円の合計から差し引いた8億2,187万4,000円を財政調整基金に積立てを行うものでございます。

40ページには、療養給付費負担金について、今回の補正予算後の市町ごとの一覧表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第5号及び第6号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

本件については、事前通告が1名から出されております。

なお、質疑の際は、質疑箇所のパージをお示しの上、発言ください。

10番、小田議員。

○10番（小田孝明君）

議案第5号の45ページ、ちょっと座っていいですかね、長くなりますので。

45ページ、振込手数料が900万円減になつとるんですね。予算が2,420万2,000円ですかね、これが900万、で残りが1,520万2,000円ということですけども、この振込手数料は37%ぐらい減つとるわけ、減額のとこね。これは手数料の額が下がったんですか、それとも件数が減ったのか。どういうことかということなんですか。ほいで、予算はどういう具合の根拠で組んでたと、2,420万2,000円は。算出の大きさはどういう具合に出しとると。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

総務課長でございます。この減額補正に関しては、当初の手数料の銀行から示されていた手数料から約半分ぐらいになりましたものですから、実際に手数料の額がですね。そういったことで、不用額が生じたということでございます。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

10番、小田議員。

○ 1 0 番（小田孝明君）

銀行から示されたということ、銀行が何か、そういうことは当初から分からなかったわけですかね。3回だからね、ちょっと簡潔に理由も言いなさい。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

この予算編成のときにおきましては、銀行のほうからまずF F G内宛てと他店宛てが1 0 0円、それから他行宛てが1 6 2円という金額提示があっておりました。昨年度からずっと銀行とも協議を続けておりまして、今年度に入っても協議を何度か続けました結果、最終的に他店宛て、F F G、いわゆる十八親和銀行の提携、F F G内の銀行に関しましては当初1 0 0円と提示があつたのが5 0円に、それから他行宛てですね、十八親和銀行以外の銀行に振り込む分が当初1 6 2円と提示があっておりましたが、最終的に1 1 2円というふうなところで、結果落ち着いております。

以上でございます。

○ 1 0 番（小田孝明君）

件数とかちゃんと言うて。3回だから。2回、件数はどんくらいいっちゃったと。

○議長（岩永敏博君）

継続してお願いします。

○ 1 0 番（小田孝明君）

そこは、根拠をきしゃっとしなさい。

3 7 %、積み分けの基礎を。

○議長（岩永敏博君）

どうぞ、継続して。

○総務課長（吉田卓史君）

まず、1年間の概算として換算いたしましたのが、他店、それからF F G宛てが2万1,640件、それから他行宛てが13万4,400件ということで、これは令和5年度の件数だったかと思えますけれども、そこで積み上げを行っております。これに一応、被保険者数が増えるっていう形になりますので、その伸び率を掛けまして、予算を出したというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

10番、小田議員。

○10番（小田孝明君）

とにかく当初予算から37%も、そういうような算出をちょっと検討、もう少し正確に積み上げて、こういう一遍に900万も減額しないような形がやっぱりやっていかんといかんでしょう、予算の組み方として。あまりにも大ざっぱじゃないの。そういう印象を受けますよ、私はね。

以上終わります。

○議長（岩永敏博君）

では、今の答弁としてよろしいでしょうか。

企画監兼次長。

○企画監兼次長（中村浩二君）

議員からご指摘いただいた、当初から正確に計上すべきじゃなかったのかというご指摘についてなんですが、そこは大変申し訳なく思っておるのですが、先ほど総務課長がご説明したのは、当初予算を計上する時点で、これは全県下の市町村一緒なんですけど、十八親和銀行と協議を継続しておりました。その時点で十八親和銀行が提示した単価が１００円とか１６２円という単価でございまして、それを基にして当初予算を計上いたしました。その後、これもほかの市町村と一緒に十八親和銀行と協議して、あと市長会のほうからもいろいろお力添えをいただいて、十八親和銀行のほうで単価を値下げしてきました。実際にこの手数料が発生するのが昨年の１０月からなんですが、それ以前で妥結した最終の単価が１００円だったものが５０円、１６２円だったものが１１２円という形になりましたので、その時点で初めて全体の単価が分かりましたので、当初予算には申し訳ありませんが、正確な数字とはなっておりませんでした。すみません。

以上です。

○議長（岩永敏博君）

今の答弁をもってご了承いただきたいと思います。

○１０番（小田孝明君）

了承します。ただ、差額、安くなったということを、３７％も違うんだから、それを最初に９００万のときにちゃんとそこを説明しなくちゃ、単価が下がった、件数が減ったのかと思ったんですよね。終わります。

○議長（岩永敏博君）

ほかにございませんか。

これをもって、議案第５号及び議案第６号に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに、順次、討論、採決を行います。

まず、議案第5号「令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。

○議長（岩永敏博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」に対する討論に入ります。

10番、小田議員。

○10番（小田孝明君）

61ページです。61ページにレセプトの点検業務で1,350万円減額になっ
るんですね。これはどういうことで、この1,350万円となったかという内容を
ですね。

○議長（岩永敏博君）

小田議員、質疑はもう終結をしておりますので。

○ 1 0 番（小田孝明君）

6 号、まだ出しとるとですよ。

○議長（岩永敏博君）

議案第 6 号の今討論をしております。

○ 1 0 番（小田孝明君）

私は質疑は出しとるんですけど。

○議長（岩永敏博君）

今まで、1 0 番、小田議員が質疑をしていた部分の今採決に入ろうとしております。

○ 1 0 番（小田孝明君）

6 号の質疑を出しとるんですけど。

○議長（岩永敏博君）

ああ、そうですか。

○ 1 0 番（小田孝明君）

うん。6 号の質疑やっとするですよ。

○議長（岩永敏博君）

整理します。先ほどの第 5 号と第 6 号については一括質疑でございましたので、先ほどの質疑と答弁をもって終了ということになります。

○ 10 番（小田孝明君）

だから 6 号出しとるから、6 号させてくださいよ。ちゃんと 6 号、それなら 6 号でも説明してください。

○議長（岩永敏博君）

暫時休憩します。

（休 憩）

（再 開）

○議長（岩永敏博君）

ただいま 10 番、小田議員のほうから質疑を再開したいという旨の意向があっております。先ほどの第 5 号と第 6 号の質疑については一括した質疑ということで進行しておりましたが、小田議員のほうから、6 号に対しての事前通告が別にあっております。

これについて、質疑を認めてよろしいでしょうか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ありがとうございます。

では、第 6 号について、10 番、小田議員、質疑を再開いたします。

○ 10 番（小田孝明君）

じゃあお尋ねいたします。先ほど申しました 61 ページ、レセプトの点検の業務

で、委託料が1,350万円減額になっただけなんですけども、これは6年度の当初予算が幾らで幾ら減にして、そして結果的にこんなになったということを説明してもらいたいと思います。

それから、点検業務が、これは減額に1,350万、当初予算からすれば、ちょっと私、当初予算調べたら2,623万5,000円ですね。間違いはないですね。これが1,350万減額、51.5%減額になっとう。これはどういう理由なんですか。よう説明してください。

○議長（岩永敏博君）

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

まず、当初予算2,623万5,000円ですけども、これはそういった業務実績がある業者のほうから、3社から見積りを取って、その平均で出しております。それで、実際に入札した結果、当初予算に対する落札率が51.9%と競争が働いた結果、契約額が1,207万1,000円となりましたので、今回減額補正を上げさせていただいたところです。以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

10番、小田議員。

○10番（小田孝明君）

予算を組むときに幾らで入れてるか分からんで予算組むとですか。大体の予想をつけて、3社がこんくらいだから、このくらいということで予算を組むじゃないですか。51%も減額するという形で、あまりにも見通しがどうですかね、こういう予算の組み方。

○議長（岩永敏博君）

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

先ほども申し上げたんですけども、予算を組むときには経験がある業者３社から見積りを取らせていただいて、その平均で出しておりますので、そういうことになります。

○議長（岩永敏博君）

では、企画監兼次長。

○企画監兼次長（中村浩二君）

説明が不十分だと思いましたので、お答えさせていただきたいと思います。

当初予算の時点で、どうして３社から見積りを取って、その平均としたのかというところが、なかなか分かりづらいところかなと思いました。今年度の入札の結果を読み上げさせていただきますと、落札した会社、すみません、手元の資料が税抜きになってますんで、税抜きで読み上げさせていただきます。落札した会社は１，０９７万２，８００円、税抜きです。その次に安かった会社が１，８８６万ちょうどでございます。最も高かった会社２，８００万ちょうどでございます。この３社は、実は毎年うちのほうの入札に参加して競争を繰り広げておりまして、実は当初予算段階で最も低いところに合わせて予算計上をすると、実際に入札にかけたときに予算割れということが起きる可能性があるなということで、そこを心配して３社の平均で毎年立てているところでございます。その結果、入札実施した時点で一番低いところとの差額が、このように入札の執行残という形になりますので、それを毎年２月補正で減額補正させていただいております。

以上です。

○議長（岩永敏博君）

10番、小田議員。

○10番（小田孝明君）

令和5年度もそういう形ですか。そうすると、令和5年度もぼくって下がったんですか。どういうふうに。

○議長（岩永敏博君）

小田議員、最後の質問でよろしいですか。

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

令和5年度におきましても、同じように減額補正を上げさせていただいております。

以上です。

○10番（小田孝明君）

額は。

○議長（岩永敏博君）

今の答弁でご了承願います。

○議長（岩永敏博君）

11番、平井議員。

○ 1 1 番（平井満洋君）

ちょっと今、関連になるわけですけど、やり取り聞いってから、レセプトば入札されましたちゅうことで、入札の結果、見積りでは2, 300万前後ぐらいだったとが、A、B、C社がおって、一番安かところが1, 097万2, 800円やったかな、ということで今説明あったわけですけど、これはちょっと私も業界分からんとですけども、品質とかどうなんですか、品質。それでちゃんとできるのかどうかちゅうことですよ。見積りできちんと取って、こんぐらいですよという商品というか作業が、1, 000万もかけてしもうとる。50本も引いたような品質が、これ、建設事業では普通考えられんですよ。もうたたきって言い方するんですけど、そういう形で、それで事務的にちゃんといけてるんですか。令和5年もそうだったちゅうことであれば、きちんと間違わなければ、その辺の説明だけで結構です。

○議長（岩永敏博君）

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいまのご質問でございます。品質の部分でございます。私も令和7年度の予算を策定するときに、この部分について中身をよく確認させていただきました。例年、先ほど企画監も申し上げたように、3社からの応札があってるんですけども、一番安いところが、実はこの点検のためのシステムを自分たちで独自で持っているというところで、人をかけるところが少なくて済むと、したがって、ほかの会社よりも人件費が安くなるので、ここは有利に作用してるというふうなことを確認させていただいたところでございます。今後とも適切な予算策定については努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 1 1 番（平井満洋君）

結構です。

○議長（岩永敏博君）

ほかにございませんか。

では、質疑を終結します。

次に、議案第 6 号「令和 6 年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第 6 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程 1 3「議案第 7 号」及び「議案第 8 号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第7号「令和7年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第8号「令和7年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第7号、令和7年度一般会計予算についてご説明いたします。

白い表紙の定例会議案の67ページをご覧くださいと存じます。第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,857万4,000円とするものでございます。また、第2条、一時借入金及び第3条、歳出予算の流用につきまして記載のとおりでございます。歳入歳出予算の各款及び項ごとの金額につきましては、次の68ページ及び69ページの第1表、歳入歳出予算に記載のとおりでございますが、その詳細につきましては、後ほど緑色の表紙の定例会説明資料でご説明したいと存じます。

先に議案第8号、令和7年度特別会計予算についてご説明いたします。

引き続き白い表紙の定例会議案の91ページをご覧くださいと存じます。第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,513億1,944万9,000円とするものでございます。歳入歳出予算の各款及び項ごとの金額につきましては、次の92ページ及び93ページの第1表、歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

次に第2条、債務負担行為につきましては、恐れ入ります、94ページの第2表、債務負担行為でご説明申し上げます。こちらのほう記載のとおり、上からJ P 1・S O R T ソフトウェア保守業務委託、次に統合サーバー保守業務委託、次にクライアント端末等保守業務委託について、債務負担行為を設定するものでございます。

恐れ入ります、91ページにお戻りをいただきまして、第3条、一時借入金及び第4条、歳出予算の流用につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の詳細につきましては、緑色の表紙、定例会説明資料に基づきまして、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

令和7年度一般会計予算について説明をいたします。

その前にすみません、議案第7号、第8号は説明が長くなりますので、大変失礼ながら着座にて説明させていただきます。

まず、緑色の表紙の説明資料42ページ及び43ページをお開きください。42ページに歳入歳出それぞれの款ごとの金額を表にして記載しておりますが、この表の一番下の行、歳入合計及び歳出合計は先ほど申し上げたとおり、それぞれ2億6,857万4,000円でございます。この表を円グラフにしたものが43ページに記載しており、上段が歳入、下段が歳出でございます。上段の歳入につきましては、市町からの分担金及び負担金が歳入総額の約92.6%を占めており、下段の歳出につきましては、職員給与費等を含む総務費が歳出総額の約98.1%を占めております。

なお、令和7年度予算は前年度予算と比較して1,054万円増額となっております。その主な要因といたしましては、歳出において人事院勧告による職員給与費等が増額したことと、昨年10月から実施されました公金振込手数料が1年分の年間予算になることにより増などですが、歳入歳出予算の主な内容につきましては、44ページからの予算説明表により説明いたします。

44ページをお開きください。まず歳入でございます。上段の1款1項1目市町負担金2億4,870万2,000円でございますが、これは広域連合事務局に係る人件費や事務費等に対する市町からの共通経費負担金でございます。

次に、中ほどの6款2項1目財政調整基金繰入金1,986万1,000円でございます。これは先ほどご審議いただきました議案第5号、令和6年度一般会計補正予算により積立てを行う令和5年度決算剰余金の事務費相当を取り崩すものでございます。

44ページの一覧下、歳入総額は2億6,857万4,000円で、この行の一番右側、差引き欄に記載のとおり、令和6年度と比較して1,054万円の増となっております。

次に歳出でございます。46ページ及び47ページをお開きください。まず、1款議会費245万4,000円でございますが、これは議会定例会等の開催に係る経費でございます。

次に、2款総務費2億6,345万9,000円でございます。主なものといたしましては、1項総務管理費、1目一般管理費において2億6,162万6,000円で、広域連合が直接支給する時間外勤務手当などの職員手当など、広域連合が負担する人件費負担金、事務室借り上げや事務機器等に係る経費などがございます。この一般管理費における前年度比1,069万4,000円の増につきましては、47ページに記載をしております。1.職員給与費等の増、こちらは人事院勧告に基づく派遣職員人件費に係る③派遣元に対する負担金の増や47ページの下欄から49ページにかけて説明欄に記載しております、5.その他事務経費における⑦公金振込手数料が令和6年10月から有料化されたことに伴う手数料の増が主な原因でございます。

その他、2款総務費においては、運営委員会費、選挙管理委員会費、監査委員費など、それぞれの事務等に係る経費を計上しております。

48ページの一覧下、歳出総額は歳入総額と同額の2億6,857万4,000円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載しているとおり、令和6年度と比較して1,054万円増となっております。

以上が令和7年度一般会計予算でございます。

次に、令和7年度特別会計予算についてご説明をいたします。

緑色の説明資料52ページ及び53ページをご覧ください。

52ページに、歳入歳出それぞれの款ごとの金額を表にして記載しております。この表の一番下の行、歳入合計及び歳出合計は、先ほど申し上げたとおり、それぞれ

2, 513億1, 944万9, 000円でございます。

この表を円グラフにしたものを、53ページに記載しており、上段が歳入、下段が歳出でございます。上段の歳入につきましては、国庫支出金34.92%、県支出金8.51%、そして、現役世代からの負担金である支払基金交付金38.59%の3つを合わせますと、歳入全体の約82%になっております。また、市町からの負担金である市町支出金は約17%であり、被保険者の皆様から納めていただく保険料負担金は、制度の趣旨から申し上げますと約10%となりますが、保険料の軽減等に係る国からの補填等がありますので、実質的には約7%、6.68%になりますが、このようになっています。

下段の歳出につきましては、保険給付費が歳出全体の約99%を占めております。

なお、令和7年度予算は前年度予算と比較して60億6, 001万円増額となっております。その主な要因としては、令和7年度は保険料改定の年度でございませんで、被保険者数の増等に伴う保険給付費等の増による影響が主な原因となっております。

なお、54ページには、国庫や県費などの歳入の流れをまとめた表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

まず歳入でございますが、56ページ、57ページをご覧ください。1款市町支出金、1項1目事務費負担金4億5, 451万9, 000円でございますが、これは保険給付に係る事務費について、各市町に負担していただくものでございます。

2目保険料等負担金222億8, 950万8, 000円でございますが、前年度に比べ8億5, 821万7, 000円の増となっております。これは被保険者数の増に伴うものでございます。

3目療養給付費負担金199億3, 855万2, 000円でございますが、これは保険給付費に係る市町の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の1でございます。保険料等負担金と同じく、被保険者数の増に伴う保険給付費見込みの増により4

億 5, 1 1 1 万 7, 0 0 0 円の増となっております。

次に、58 ページ、59 ページをご覧ください。2 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費負担金 5 9 8 億 1, 5 6 5 万 6, 0 0 0 円で、これは保険給付費に係る国の定率負担分で、負担割合は対象額の 1 2 分の 3 でございます。こちらで被保険者数の増に伴う保険給付費見込みの増により 1 3 億 5, 3 3 5 万 2, 0 0 0 円の増となっております。

2 目高額医療費負担金 1 4 億 5, 5 5 5 万円でございますが、レセプト 1 件当たり 8 0 万円を超える医療費について、これを超える額のうち保険料等で賄うべき部分の 4 分の 1 を国が負担するものでございます。

2 項 1 目調整交付金 2 6 4 億 5, 2 5 4 万 7, 0 0 0 円でございますが、これは広域連合間の財政を調整することを目的として交付されるものであり、59 ページの説明欄の表に記載のとおり、普通調整交付金 2 0 9 億 8, 9 2 6 万 4, 0 0 0 円、特別調整交付金 5 4 億 6, 3 2 8 万 3, 0 0 0 円でございます。

次に、60 ページ、61 ページをご覧ください。3 款県支出金、1 項 1 目療養給付費負担金 1 9 9 億 3, 8 5 5 万 2, 0 0 0 円でございますが、これは保険給付費に係る県の定率負担分で、負担割合は市町と同じく 1 2 分の 1 であり、被保険者数の増に伴う保険給付費見込みの増により 4 億 5, 1 1 1 万 7, 0 0 0 円の増となっております。2 目高額医療費負担金は、国と同額の 1 4 億 5, 5 5 5 万円でございます。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目後期高齢者交付金 9 6 9 億 9, 5 0 6 万円でございますが、これは国民健康保険や協会けんぽなど現役世代が加入している医療保険者が負担するものであり、こちらで保険給付費見込みの増により 2 7 億 5 4 4 万 9, 0 0 0 円の増となっております。

続いて、62 ページ、63 ページをご覧ください。5 款特別高額医療費共同事業交付金は 1 億 3, 3 5 2 万 8, 0 0 0 円でございます。これは歳出の特別高額医療費共同事業拠出金と同様に、今年度、実績見込みを考慮して増となったものですが、算出については国民健康保険中央会において行っております。

次に、7 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 2 1 億 2, 5 0 7 万 4, 0 0 0 円でございますが、財政調整基金については、恐れ入ります、9 2 ページの表、基金の推移見込み、こちらをご覧ください。一番最後のページになっております。この表の令和 7 年度取崩し額が令和 7 年度の歳入予算への繰入金となるものです。特別会計への繰入金は、取崩し額の欄の下から 2 番目、2 1 億 2, 5 0 7 万 4, 0 0 0 円でございます。取崩し額は右から 3 列目にあります。

すみません、また、6 2 ページにお戻りいただけますでしょうか。1 0 款諸収入、3 項 4 目第三者納付金 2 億 1, 6 8 1 万 8, 0 0 0 円でございますが、これは交通事故など第三者の行為により医療給付を行った場合の第三者に対する賠償請求に伴う納付金でございます。

6 2 ページの一番下、歳入総額は 2, 5 1 3 億 1, 9 4 4 万 9, 0 0 0 円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載のとおり、令和 6 年度と比較して 6 0 億 6, 0 0 1 万円の増となっております。

以上が歳入説明でございます。

続きまして、6 4 ページ、6 5 ページをお開きください。ここからは歳出についてのご説明をいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 3 億 6, 1 4 4 万 1, 0 0 0 円でございますが、これは共同電算処理手数料や画像レセプト管理システム手数料などの医療給付業務、被保険者資格管理業務、及び標準システム運用等に係る経費でございます。

6 6 ページ及び 6 7 ページをお開きください。2 項医療費適正化事業費 1 億 5, 5 9 2 万 9, 0 0 0 円でございますが、前年度と比較し 4, 4 2 2 万 2, 0 0 0 円の減となっております。増減の主な要因といたしましては、2 目普及啓発事業費において、令和 6 年度に実施いたしましたダイレクトメールを作成・送付するための経費が 6, 2 5 3 万 7, 0 0 0 円の減となっているものでございます。これは 6 年度に実施いたしました保険料率の改定を被保険者の皆様に周知するために行ったものですが、来年度は実施いたしませんので、皆減となるものです。

次に、68ページ及び69ページをご覧ください。2款保険給付費2,491億1,447万2,000円でございます。令和5年度と比較し、62億4,519万4,000円の増となっております。主な内訳としましては、1項1目療養給付費2,286億7,594万9,000円で、令和6年度と比較し17億5,604万8,000円の増となっております。これは被保険者数の増加と1人当たりの給付費など、過去の実績を踏まえて増額を見込んでおります。

70ページ及び71ページをご覧ください。2款保険給付費、2項1目高額療養費は178億2,061万4,000円、3項1目葬祭費は3億1,778万円でございます。

続きまして、72ページ及び73ページをご覧ください。6款保健事業費は10億8,968万4,000円で、2,926万6,000円の増となります。増減の主な要因でございますが、1項1目健康診査費5億1,660万9,000円、こちらは健診受診者見込数増や、健康診査受診率の目標達成に向けた受診勧奨業務委託等により、前年度比4,765万1,000円の増となっており、保健事業費全体の増の要因となっております。

一方で、74ページから77ページにかけて記載しておりますが、2目その他健康保持増進費、こちらにおきまして、77ページの上段に記載をしております6番、高齢者の特性を踏まえた地域保健事業、いわゆる一体的実施事業について委託料の減、こちらにより前年度比1,838万5,000円の減となっております。これは、事業の財源となる特別調整交付金の交付基準が見直されたことによるものです。

なお、①高齢者の特性を踏まえた地域保健事業につきましては、令和7年度は県内全21市町で実施予定でございます。すみません、付け加えますけども、特別調整交付金の交付基準が見直されたという内容ですが、消費税の申告納税を行わない市町の人件費の消費税部分について、経費と算定しないとなったことから市町への委託料が減となったものでございます。

続きまして、76ページ、77ページをご覧ください。7款基金積立金につきまし

て2, 720万円を計上いたしております。こちらは5年後の次期標準システム機器更改に向けた積立金となっております。

次に、78ページ及び79ページをご覧ください。10予備費は2億4, 825万9, 000円であり、ページの一番下、歳出総額は歳入総額と同額2, 513億1, 944万9, 000円で、この行の一番右側の差引きの欄に記載のとおり、令和6年度と比較して60億6, 001万円の増となっております。

続きまして、80ページをお開きください。お願いいたします。債務負担行為の設定でございます。事項につきましては3件でございます。J P 1・S O R Tソフトウェア保守業務委託、統合サーバー保守管理委託、クライアント端末等保守業務委託の3件でございます。

債務負担行為の理由等につきましては、記載のとおりとしておりますが、3件とも本年2月から稼働いたします次期標準システムに関連するハード及びソフトの保守業務となっております。標準システムの運用・保守期間が令和11年度までの5年間となっておりますことから、本件につきましても債務負担行為の設定を令和11年度までの5年間とするものでございます。

以上が令和7年度特別会計予算でございます。

なお、82ページから92ページまで参考資料を記載をしております。82ページから87ページには一般会計及び特別会計の事務費負担金を、88ページ、89ページには保険料等負担金を、90ページ及び91ページには療養給付費負担金についてそれぞれの市町別の一覧表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。また、92ページは、先ほど歳入予算、財政調整基金繰入金の説明でも用いましたけれども、本広域連合の財政調整基金の推移見込みを記載いたしております。併せてご参照いただきたいと思います。

長くなって本当に申し訳ございません。議案第7号及び第8号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議案第7号及び議案第8号、一括して質疑を行います。

本件については、事前通告が3名から出されております。

質疑の際は、質疑箇所のページをお示しの上、ご発言ください。

2番、永田議員。

○2番（永田勝美君）

主に8号議案についてお尋ねいたします。

まず、歳入の部分ですけれども、財政調整基金の繰入れの根拠及び使途ということで書かせていただきましたが、要するに、財政調整基金をこの金額、21億繰り入れているというのが今年度はマックスなのかということですね。要するに、それ以上繰り入れることはできなかったんだろうかと。私は昨年8月にも一般質問の中でも述べたところですけれども、保険料の引下げにこの財政調整基金を充てることができないのだろうかということを申し上げておりますし、今回の一般質問でも同じようなことをお話ししようというふうに思っているんですけれども、今回の21億という繰入れは、これがマックスなのかということについて伺いたい。今後の積立計画、取崩しの計画について、まとまったものがあればお示しいただきたいということ。

2点目は、医療費適正化事業について、レセプト点検によって増減された金額のレセプトのいわゆる査定減といいますか、その合計額っていうのはどの程度になるんだろうかと。かなり大きな費用を使ってレセプト点検をやるわけなので、費用対効果というのは大体どういうものなんだろうかと。先ほどのお話を聞きながらいろいろ考えて、私も医療機関での仕事をしてきたという経験もございましたので、いわゆるレセプトの点検というのはかなり機械でできるようになってるのに、そうであれば、もとの請求ソフトを機械にちゃんと置き換えてしまえば、そういう点検事業っていうのは要らないんじゃないだろうかというようなことをちょっと考えたりもしております。ですから、その費用対効果について伺いたいというのが2点目です。

3 点目は、高額療養費についてですけれども、高額療養費が増加している原因というのはどういうことなんでしょうかと。一方で、今年度、政令で高額療養費の自己負担限度額を引き上げることが出されておりますが、そういう国の動向の下で、なお高額療養の給付費が増加するというのは、ちょっと納得いかないなというふうに思いまして、これは織り込まれていないのかということですね。

それから 4 点目は、出産育児支援金について、出生者数が年々減少してる中で、出産育児支援金が増加する理由というのは何でしょうかと。これも出産育児手当金が増額されたという額が、1 件当たりの給付金が増加ということはあったんですけども、負担率が変わったんでしょうかと、要するに後期高齢者保険から給付する分が変わったんでしょうかと、負担する分が変わったんでしょうかということで伺いたい。

最後といいますか、保健事業費の中に難聴予防という項目を見つけ切れなかったんですけれども、特に難聴予防については、認知症予防の効果というのは非常に大きいということが近年数々の論文で発表されておりますし、そういった意味では、欧米等では、難聴というのはいわゆる医療のカテゴリーでやってきたんですけども、我が国では障害というふうなカテゴリーで対応されてきているために、この難聴を治療するという思想がなかなか根づいていないというふうに言われております。一方で、全国的には難聴の補聴器の支援というのがかなり広がってきておるんですけども、そういった意味では、難聴の検診や、あるいは早期の難聴予防の訓練といいますか、補聴器の普及だとか、そういったことについてどのように配慮されてるんでしょうかということをお伺いしたい。

あと、全体として、これ項目出してなかったんですけども、療養給付費が大半を占めるわけでありましたが、療養給付費の中で年間 60 億増えたというふうに言われると、そんなに増えてるんだったら負担増はやむを得ないのかなって普通思っちゃうわけですけども、実はここでこの金額が決まれば、簡単に言えば、自動的に各市町では高額療養費の保険料というのはいくらも徴収せねばならないし、徴収して納付しなければならないという関係になるわけなんで、そういった意味では、やはりこの療養費が

どのように増え続けているのか、これへの対策をどうするのかについて、もっとやっぱり県民に明らかにしていく必要があるんじゃないだろうかと、方策についても示していく必要があるんじゃないだろうかということも付け加えておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

ご質問が5点あったかと思いますが、私のほうから2点お答えさせていただきたいと思います。

まず、財政調整基金についてでございます。こちらは、緑色の説明資料、こちらの改めて92ページのほうをお開きいただきたいと思います。こちらの基金推移見込みの表でご説明いたしたいと思います。

この表の右から3列目に記載しております取崩し額の欄の下から2行目、21億2,507万4,000円が特別会計の繰入金として予算計上しているものでございます。内訳といたしましては、事務費相当分として、令和6年度不要見込額が1,061万1,000円、令和5年度決算剰余金が2,566万1,000円、それから保険給付費相当分として20億8,880万2,000円でございます。こちらは保険料率算定時に保険料率の上昇を抑制するための財源として見込んでいたもので、金額は令和7年度当初予算計上の額に基づいて精査した額でございます。先ほど議員のほうから、これがマックスかというふうなご質問もございましたが、現状の保険料率を維持していくためには適正な繰入額だというふうに認識をいたしております。

次に、財政調整基金の使途、いわゆる充当先でございますが、財政調整基金は、先ほどご説明いたしましたとおり、事務費相当分と保険給付費相当分に分かれており、

事務費相当分につきましては、1 款総務費中の事務費、また、保険給付費相当につきましては、2 款保険給付費や6 款保健事業費などに充てることといたしております。

以上が財政調整基金についての質問に対する回答でございます。

続きまして、4 点目の出産育児支援金について私のほうからお答えいたします。

出産育児支援金は、少子化を克服し、子育てを社会全体で支援する観点から、令和6 年度から後期高齢者医療制度においても係る費用の一部を支援する仕組みが導入されております。令和6 年度の予算編成時に国から示された全国の広域連合からの支援対象額、こちらは1 3 0 億と示されたんですが、これと令和6 年度に入ってから決定額として示された支援対象額、こちらが1 3 1 億6, 0 0 0 万ということで示されてまして、この2 つに大きな乖離があったことから、当初予算に不足が生じたことで、本議会において補正予算提案をしたものでございます。こうした経緯から、令和7 年度の予算編成に当たっては国からの支援対象額の変更に柔軟に対応できるよう、令和6 年度の支出予定額と同額を予算計上したものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

私のほうからは、2 項目めの医療費適正化事業費についてと、3 項目めの高額療養諸費についてご説明させていただきます。

まず、医療費適正化事業費についての1 点目、レセプト点検によって増減された金額の推移についてでございますが、レセプト点検による再審査の結果、査定減となった金額は、令和4 年度が約9, 9 0 0 万円、令和5 年度が約8, 0 0 0 万円、令和6 年度が9 か月間の分になりますが、約5, 4 0 0 万円となっております。

2 点目の費用対効果及び適正化事業についてでございますが、レセプト点検業務委

託料が約 1, 200 万円ですので、毎年約 7 倍から 8 倍程度の費用対効果が出ております。適正化事業は、単に医療費を削減することが目的ではなく、持続可能な医療制度を構築し、被保険者が安心して適切な医療を受けられる環境を整えることが最大の意義だと考えております。

3 項目めの高額療養諸費についてですけれども、1 点目、高額療養諸費が増加する根拠についてですけれども、まず、説明資料の 68 ページの 2 款保険給付費をご覧ください。2 款保険給付費全体を前年度と比較しますと、2. 57 % の増加となっておりますが、この増加の要素といたしましては、被保険者数の増加が 2. 16 %、1 人当たりの保険給付費の伸びが 0. 41 % となっております。高額療養諸費を含む保険給付費の各項目につきましては、前年度の上半期の実績を基にいたしまして、その実績に過去の伸び率から推計を出しております。多少の凸凹はございますが、保険給付費全体では 2. 57 % の増加であり、全体に及ぼす影響は少ないと考えておるところです。

2 点目の被保険者負担が増加するのに保険給付費が増加することについてでございますが、国が本年 8 月から高額療養費の自己負担限度額の引上げを予定しているとの情報を我々が知ったのが 12 月に入ってからであり、正式な通知も今現在ない状況では保険給付費の減少額を推定することができませんでしたので、反映はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

事業課長。

○事業課長（高見徹君）

最後に、5 点目の保健事業に難聴予防の予算がない理由についてお答えいたします。

まず、広域連合では、第3期データヘルス計画に基づいて保健事業を実施しております。広域のデータヘルス計画は、国の高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインに基づいて策定をしております。このガイドラインには難聴予防に特化した保健事業の取組はございません。このため広域の第3期データヘルス計画においても、難聴予防に特化した保健事業に取り組む計画はしておりません。このため令和7年度予算にも予算化をしておりません。

なお、一体的実施事業の中には、市町の保健師など医療専門職が高齢者の通いの場などに出向き、高齢者の健康課題に関連する健康教育や健康相談を行うポピュレーションアプローチの取組があります。難聴についても、高齢者の多様な健康課題の一つとして、この取組の中で対応できるものもあると考えております。

以上です。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

先ほど永田議員の質問の答弁が1点漏れておりました。追加してご回答いたします。

財政調整基金を保険料軽減に活用できないかというご質問でございます。令和8年度は、保険料率改定の年度となっておりますので、新たな保険料率改定に当たっては、こちら令和7年度、来年度から始動するようになりますが、財政調整基金等を活用して保険料の負担軽減を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

よろしいですか。

2 番、永田議員。

○ 2 番（永田勝美君）

おおむね適切にお答えいただいたかというふうに思いますが、改めて、調整基金の取崩しというのは、その時々いわゆる被保険者の方々の実態に合わせてやっぱり対応すべきものだというふうに考えるわけであります。そういう点でいいますと、大変大きな物価上昇とかが続いておりまして、本当に厳しい状況の中で、調整基金の取崩しってというのはやはり再考すべきではないかなというふうに思うんですが、改めてもう一言お答えいただければというふうに思います。

もう 1 点ですけれども、最後にお答えいただいた難聴予防の取組について、ガイドラインに沿ったものでなければしてはならないということであれば、もうやむを得ないかなというふうに思うわけですが、実際に難聴予防の取組というのは、実態としては喫緊の課題ではないかなというふうに思いまして、私の町でも難聴予防の取組をかなり強化してきているという状況などもありまして、後期高齢者医療連合として支援といいますか、そういった後押しというのは求めたいし、そのことは、ひいてはやはり後期高齢者のいわゆる元気高齢者を増やすという意味では、非常に大きなプラス、保険財政運営上も一定の長期的にはプラスになるものだというふうに考えますので、ぜひ再考をお願いしたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

永田議員の再質問にお答えしたいと思います。

恐らく永田議員といたしましては、令和 7 年度からでも財政調整基金を投入して保険料を下げてはどうかというご質問かと思いますが、こちらの制度的に、後期高齢者

医療制度では２年間の特定期間ごとに保険料を決定しております。制度上、保険料率の決定後の緊急的な引下げは極めて難しいところというふうに認識しております。次回、令和８年度・９年度の保険料改定、こちらも来年度から検討に入ると申し上げましたが、これに当たりましては、財政調整基金を活用しまして保険料負担の軽減を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩永敏博君）

事業課長。

○事業課長（高見徹君）

難聴予防の取組に対する保健事業についてですが、先ほど言いましたように、一体的実施のポピュレーションアプローチ、具体的には市町のほうで計画をしていくんですが、その中でも、例えば聴力低下を引き起こす要因についての健康教育、難聴に対する予防策の指導、そういったところは健康教育、健康相談の中でも取り組むことができるのかなと思っております。

○議長（岩永敏博君）

よろしいでしょうか。

では、質疑を続けていきます。

ほかにございませんか。

１３番、山口議員。

○１３番（山口欽秀君）

緑の説明資料の５８ページですが、国の補助は出ておりますが、そのことによって十分保険料の上昇を抑え切れていない、そういう状況もあるわけです。その一方で、

この５８ページのところに、国の補助金、調整交付金以外に様々な補助金交付の予算項目があるわけですが、この辺りの、なぜ予算計上としてのってこないのかとか、それから医療費の適正化等を推進しているというふうな状況の中で、国からの、５８ページの一番下、医療費適正化等推進事業費補助金は廃目になったと、この辺りの理由、状況をまずお聞かせください。

もう一つ、同じ資料の６０ページ、県の支出のところで、２の財政安定化基金拠出金、それから３の県補助金というのが、これも予算としては金額がないんですが、昨年８月に私、質問したときに、財政調整基金を取崩して保険料引上げをできるだけ抑えたと、今も説明されましたが、抑えるということでありましたが、これを続けていけば基金が枯渇するということで、そのときになったら被保険者にかぶせざるを得ないと、そういうふうな答弁だったですね。そういうふうになれば、一層被保険者の大変さは増すわけですから、そうならないためにということで答えられたのは、県の保有する財政安定化基金をやっぱり求めていくというような答弁だったと思いますが、そういう意味で、今の永田議員の答弁の中にありましたが、次期改定へ向けて財政安定化基金支出等々、県のほうへの要望とか、そういう声を上げているのか、その辺りの状況をお聞かせください。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

山口議員のご質問にお答えいたします。

まず、５８ページの３目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金でございますが、内容といたしましては、被保険者均等割軽減対象者に対する保険料の軽減に伴う広域連合の歳入減に対して、国から交付金を受けていたものです。これは先ほどから議論しております７割・５割・２割の部分の上乗せ部分の軽減策、特例的にやっていた分

でございます。この軽減措置ですが、令和２年度で一旦終了しておりますが、厚生労働省から本制度を廃止する旨の通知が正式に来ておりませんし、こちらを受けておりませんので、また、厚生労働省の補助金等の項目として現在も記載が残っておりますことから、本広域連合としましても歳入予算として存目計上しているものでございます。

続きまして、４目高齢者医療制度円滑運営事業補助金でございますが、こちらは高齢者医療制度の円滑かつ健全な運営に資することを目的とした補助金でございます。具体的には、広域連合が実施する電算処理システム改修事業に対する補助金でございます。したがって、本広域連合では、標準システム機器更改経費に対する補助金を受けておりましたが、令和６年度で機器更改は終了いたしますので、令和７年度は予算化をいたしておりません。しかしながら、システム更改は数年置きにやってまいりますし、高齢者医療制度円滑運営事業補助金の対象事業が増えることもございます。そういったことも考えられますので、費目として残しておくことが適当であり、存目計上しているということでございます。

最後に、医療費適正化推進事業費補助金でございますが、こちらは令和５年３月３０日付で厚生労働省保険局高齢者医療課長により本事業費補助金の削除が通知されており、制度の終了を確認しております。したがって、令和７年度から本広域連合の予算書から廃目したものでございます。

続きまして、６０ページということで、財政安定化基金でございますが、高齢者負担率の見直しや子ども・子育て支援金制度の創設などにより、保険料の伸び率が大きくなる期間が見込まれています。伸び率抑制の財源として財政調整基金の活用を検討しております。先ほどから申し上げておりますけども、財政調整基金の活用を検討しておりますが、高齢者の医療の確保に関する法律、附則による財政安定化基金の特例交付、こちらについても長崎県と現在も協議をしているところです。今後も引き続き協議を継続していくということとしております。なお、第３項県補助金につきましては、現在のところ、長崎県独自の補助金制度はないと確認しているところです。

以上です。

○議長（岩永敏博君）

13番、山口議員。

○13番（山口欽秀君）

国の特別交付金、補助金について説明ありましたが、特段この令和5年、6年、7年度に関わって国の補助金事業というのはないのか、そういう事業を国のほうへ事業申請していないのか、その辺りの取組の状況をひとつお聞かせください。

それから、先ほど財政安定化基金交付金を県との間で交渉してるよということですが、特に何か県のほうが話合いが進まない事情があるのか、その辺り聞かせていただけるのがあれば聞かせてください。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

まず、国の補助金のほうに今現在申請しているものとか適当なメニューはないかというふうなご質問ですが、今のところ、こちらのほうで活用できる補助金というのはないというふうなことで、今のところ申請はいたしておりません。

続きまして、財政安定化基金でございますが、もちろん県のほうと協議をいたします。私ども、県の窓口といたしましては、国保・健康増進課所管分でございますので、そちらのほうと協議をさせていただいております。しかしながら、県のほうといたしましては、いわゆる財政のほうとも調整をしながら進める必要がございますので、担当課同士では話がなかなか進まないところもございますので、そこで、引き続き財政当局の意見も聞きながら、検討、協議をしてまいりたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

13番、山口議員。

○13番（山口欽秀君）

なかなか厳しいというような反応、感触を受けましたが、国のほうへも広域連合として財政措置をして保険料の引上げを止めると、そのための割合、国庫負担率を上げるというような要望をされてますよね。これもずっと続けてやられていますが、やっぱり何らかの打開をしないと、これだけ上がってきてる段階で大変な状態を市民に押しつけると、命の危機を押しつけると、そういうことになりますし、県のほうとの関係も、ぜひ基金枯渇に至らない、早めに対応しないとどういう経済状況になるかも分かりませんので、そういう打開の方向、それは先ほど第4次広域計画の取組にも関わることだと思うんですよね。ぜひ積極的に打開の方向を見つけていただきたいということを述べて、終わります。

○議長（岩永敏博君）

ほかにございませんか。

10番、小田議員。

○10番（小田孝明君）

私は、7号と8号に質疑を出しておりますので、7号から、それから終わってから8号という形でいいですかね。

○議長（岩永敏博君）

一括の質問ですので、申合せにより３回でお願いいたします。

○１０番（小田孝明君）

一度に、そうすると７、８もそうですね。

○議長（岩永敏博君）

はい。

○１０番（小田孝明君）

まず、７号議案ですけれども、８３ページと、８１ページですね。ここで公金振込手数料ですね。これが令和６年度減額になりまして、１，５２０万２，０００円で済んだわけですね。そうでありますね、１，３５０万円だったからな、ですね。それが、今回令和７年度が２，９９９万５，０００円、５，０００円足らん、３，０００万にな、ですね。大体約倍ぐらいになっておるんですけども、これはまた銀行が上がったんですか、単価が。それとも件数があれかな。どのような形でこうなったか、そこをちょっとよう説明して、積算をお願いいたします。その点ですね。

それから、８号ですね。８号の１２０ページと１２１ページ、これをちょっと見ていただきますと、１２０ページの諸支出金、９款のこの中で、加算金、還付加算金で２万２，０００円と５万９，０００円というのがありますね。保険の還付金が３，３５５万５，０００円、これに２万２，０００円の加算金、それから右のほうの３，２１３万１，０００円に５万９，０００円の加算金、この加算金というのは大体どういう性質のものなのかということと、どういう計算でこれは出てくるのか。

それから、この２万２，０００円と５万９，０００円を見ると、還付金は３，２１３万１，０００円のところが５万９，０００、３，３５５万５，０００円のところが２万、加算金が２万２，０００円と５万９，０００円、金額が少ないほうが還付加算

金が多い5万円で、これはどういうわけか、還付金が少なくて加算金が多いという、このことをよう説明してください。計算がどういう具合にあるのか、どういうときにこれが出てくるのか、加算金というのは大体どういう性質のものか、よう説明してくださいね。

8号については、それを説明していただいて、それから113ページ、レセプト点検にまた戻りますけど、レセプト点検が令和6年度は1,273万5,000円でよかったわけですね。今回レセプト点検の委託料が2,310万円、1,000万ぐらいですか、増えてますよね、1,000万以上増えてるか、1,310万、1,273万5,000円、2,310万円の令和7年度ですから、これはまた見積りか何かの基礎が出て、どういう具合にして、令和6年度は1,200万で済んで、今度、令和7年度は2,310万円、ちょっと1,000万円以上増えとるけども、これはどのような形、しかし、3社見積りをすればまた違ってくるか、そのところはどのような具合にして出したか、ちょっと説明をお願いしますね。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

まず、公金振込手数料の増額についてなんですが、概要で申しますと、去年は半年分の経費を見込んでおりましたが、来年度に関しては1年分を見込んでるところで大きく違っております。

細かく言いますと、先ほど件数をちょっと申し上げたと思いますが、他店F F G宛てが22万1,640件、それから他行宛てが13万4,400件、これに先ほど言いましたように、これは被保険者に対する通知と療養給付費の振込分が主なものでございますので、被保険者の増加分を見込みまして、それぞれ他店F F G宛ては23万700件、それから他行宛ては14万件というふうにちょっと上昇を見込みまして、

それぞれ他店宛て F F G グループ宛ては 5 0 円掛けるの消費税掛ける 2 3 万 7 0 0 件、それから他行宛てに関しては 1 1 2 円掛ける消費税掛ける 1 4 万件というふうなことで積み上げた結果での予算でございます。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

1 2 0 ページ、1 2 1 ページの保険料還付金と還付加算金についてご説明いたします。

保険料還付金につきましては、市町が賦課の更正などにより被保険者の方に還付した分について、後から広域連合から市町のほうに還付をするものになります。これが過去の実績が保険料納付額の 0 . 1 % から 0 . 2 % が実績として上がっておりますので、令和 7 年度の保険料納付額の約 0 . 2 % を想定して算出しております。それに対して還付加算金が、この更正を行ったことによって被保険者の方に頂いた保険料をお返しするんですけども、更正が決まった日、これが過去に遡りますので、更正が過去に遡って決まった日から保険料の還付の支出を決定する日までの間に応じまして還付加算金を加算します。率につきましては、ちょっと手元に資料がないんですけど、令和 6 年度で恐らく年率で約 0 . 9 % だったと記憶しております。

それで、先ほど保険料還付金のほうは上がっているのに、還付加算金が少なくなっているということですけども、保険料還付金のほうは保険料納付額の約 0 . 2 % を想定して算出しておるんですけども、還付加算金につきましては、これにつきましては前年度の上半期から見込んでおるので、こういった数字が出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

ほか、よろしいですか。もう一つあったね。

続けて、どうぞ。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

レセプト点検業務委託料の2,310万円ですけども、これも先ほど補正予算で説明したとおり、業者3社から見積りを取りまして、最低価格を採用すると入札で不落になるおそれがございますので、3社の平均で出した結果が2,310万円という予算額になっております。

以上です。

○10番（小田孝明君）

まず、7号のほうについては、そういうことで件数が違うという形ですね、半年と1年ということですね。分かりました。

8号のほうですけども、令和6年度が1,273万5,000円、今度が2,310万円ですね。これは、何か見積りを同じ業者、3社から取って、そしてそれを基礎に今回出したわけですかね。

そのことと、それから還付加算金の額の2万2,000円はどういう具合な形で計算して出したかということを知りたいんですよ。2万2,000円の出し方、5万9,000円の出し方ですよ。数字がどうのこうのじゃなくて、計算の仕方、そしてこの決まった日というのはいつなのか。これは何か加算して返すわけでしょ。例えば1億返すということ、それにプラスして出すわけですね。そういう性質の分でしょ。出さなければ出さなくてよかったですか、加算は。何から、決まった日というのはいつの何、そこのちょっと額の出し方、2万2,000円、5万9,000円を出す計算があるわけでしょ。実績がどうのこうのじゃなくて、実際計算してこういうことで出しましたという形あるわけでしょ。何か実績、0.2%とか0.1%とおっしゃっ

たけども、0.1%は何の0.1%なのか、出し方をちゃんと、積算の基礎をぴしゃっと出してください。

○議長（岩永敏博君）

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

レセプト点検ですけども、これは、もう前年度と同じ業者から3社見積りを取って、その平均額を出しております。

それと、保険料の還付金ですけども、これが実際、被保険者の方に頂く保険料の、例えば所得が過去に遡って修正があった場合とか賦課額が変わってきますので、それをその賦課額が変わった日まで遡って更正をするということになります。その還付加算金の過去の実績が保険料納付額の約0.1から0.2%という実績が出ておりますので、今回も0.2%で設定をさせていただきました。

○10番（小田孝明君）

私の質問に的確になってない。局長、趣旨が分かったらん。

○議長（岩永敏博君）

企画監兼次長。

○企画監兼次長（中村浩二君）

答弁が不十分でしたので、私のほうから説明させていただきます。

還付加算金の計算については、一つ一つの事例に基づいて、それが何年前まで遡って更正されたのか、所得が、そういったことに基づいて一つ一つ計算するのが還付加算金でございます。したがって、1件1件の事例で金額は大きく変わります。そのた

め還付加算金については、過去の支払い実績をベースにして予算計上をしております。

○10番（小田孝明君）

趣旨が分かってない。決まった日というのは、いつから決まったか。決まった日というのはいつなの。趣旨が分かったらんと。

○議長（岩永敏博君）

いいですか。大丈夫。

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

先ほど申しあげましたように、賦課が更正になった日ですね。例えば所得が減った日、減った日まで遡って更正を行いますので、更正をした日がその始まりの日になります。

○議長（岩永敏博君）

10番、小田議員。

○10番（小田孝明君）

加算金って、これは何ですか。延滞金じゃなかですか、これは。延滞金と違うと。局長、延滞金と違うとかな。趣旨は延滞金でしょ。

○議長（岩永敏博君）

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ご指摘いただいとおり、過去にかなり遡った場合に利息をつけて返すと、そういうふうな性質のものでございます。長く遡るような場合に、頂いていた期間が長くなりますので、その分については利息をつけて返す、そういった性質のものになります。

○議長（岩永敏博君）

小田議員、最後の質問になります。

○10番（小田孝明君）

趣旨が分かっとらん。これは、例えば6年度の、あるいは5年度のお金を返さないかんということでしょ。医療費なら医療機関、もらったところが多くもらったから返す、返還するわけでしょ。返還するときに、返さんといかん、いつまでに返さんといかんということがあるわけでしょうが、局長な。私、2万2,000円と5万9,000円は、なぜ金額を返すのが少ないのが多くなっとるのかと、そのところを聞いてとっと。過去がどうのこうのじゃないんですよ。6年度に例えば医療費を国、県にももらったやつを返す、保険料を返す、返すときの延滞金でしょ、それが加算金と違うんですか。

○10番（小田孝明君）

例えば国にしろ県にしろ、いいんです、どこでも。それを私はそういう具合に思ってるんですけど、違いますかね。

○議長（岩永敏博君）

では、最後の答弁となりますので、まとめてください。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

保険料の還付金が本年度が3,355万5,000円、前年度が3,213万1,000円、これ、まず前年度に関しては、前年度の保険料の頂くお金が何十億かあるとしますよね、その0.2%をここは計上してる。本年度に関しては、令和7年度に保険料を頂く予定のお金、これが何十億かあるっていうものの0.2%を計上してるということでございまして、保険料を頂く予定のお金に率を掛けて計算してるのが、まずこの1の保険料還付金でございます。

4の還付加算金は、今申し上げた、これに全て加算をつけて返すわけじゃなくて、かなり長く遡って返すような場合に、それを利息をつけて返すといった一定のルールがございますので、先ほど申し上げた1の保険料還付金に全て加算金をつけるというわけではございません。還付加算金が出るケース、出ないケースがあるものですから、ここは先ほど申し上げてるとおり、過去の実績で予算を計上してるということで、前年度の予算額は、その前の年が5万9,000円程度お支払いしてたので5万9,000円で予算計上した、7年度は、6年度が2万2,000円程度払ってるので2万2,000円計上したということで、すみません、1と4が連動するわけではないということでご理解をいただければと思います。

○議長（岩永敏博君）

質疑の回数については、会議規則第52条により3回となっておりますので、ご了承ください。

小田議員、もうこれは会議規則で決まっておりますので、ここで一旦質疑は終結いたします。

では、ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案ごとに順次討論、採決を行います。

まず、議案第7号「令和7年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対

する討論に入ります。

ありませんか。

【「なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

では、討論を終結し、採決いたします。

議案第7号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和7年度長崎県後期高齢者医療広域連合高齢者医療特別会計予算」に対する討論に入ります。

2番、永田議員。

○2番（永田勝美君）

それでは、「令和7年度後期高齢者広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に対する反対討論を行います。

反対討論の趣旨は、質疑の中でもやり取りがありましたが、やはり現状から見て、例えば財政調整基金の取崩し等については、さらなる対応が必要ではないかというふうに考えるものです。そしてまた、全般的に国が進める様々な取組の中で、今年度、国は、社会保障費全体で見ると、約1,300億円自然増を削減したというふうに言ってるんですね。要するに、今、被保険者にとって求められてることは、この物価高

と生活苦の中で、より負担を減らすことということがやっぱり求められてるのではないかというふうに考えます。そういう点で、本予算はそうした姿勢というのが感じられないという点で、反対討論でございます。

あわせて、保健事業費について、これも質疑の中で述べましたが、とりわけ難聴予防の取組というのはかなり喫緊の課題になってるということで、これについても併せて再考いただきたいということも申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩永敏博君）

ほかにございませんか。

25番、平野議員。

○25番（平野剛君）

25番、平野剛です。ただいま議案になっております議案第8号「令和7年度後期高齢者医療特別会計予算」に賛成の立場で意見を申し上げます。

この後期高齢者医療制度は、平成20年の発足から十数年経過いたしました。これまで高齢者の医療を安定的に支えているものと認識をしております。予算案は前年度比増での提案ではございます。令和7年度は保険料率改定がない年度ではございますが、予算はできるだけ増額を抑えられることを求められることは当然です。しかしながら、歳出予算中、保険給付費が全体予算の99.12%を占める構成比となっており、被保険者の増加や1人当たりの医療費の増加といった状況を踏まえ、制度の安定的な運営のためにはやむを得ないものと考えます。

将来の展望をしっかりとって長崎県の高齢者が引き続き安心して医療を受けられるよう、財政基盤の安定、医療費適正化対策や被保険者の健康増進施策、また、今後の保険料抑制のための国、県との協議等、当局がさらに取り組んでいくことを要望し、この予算案に賛成の討論といたします。

○議長（岩永敏博君）

ほかにございませんか。

討論を終結し、採決をいたします。

賛否の討論がございますので、起立採決といたします。

議案第８号を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者 起立】

○議長（岩永敏博君）

起立多数であります。

よって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

（再 開）

○議長（岩永敏博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程１４、当日送付されました「議案第９号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第９号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休憩等に関する条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する

る条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

資料は、当日配付資料中の当日配付議案第9号、冊子のほうではなくて、当日配付のほうの議案第9号をお開きいただきたいと思います。1ページが提出議案、2ページから4ページが改正文、5ページが説明資料、6ページから10ページにかけて新旧対照表を掲載しております。

本条例の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の改正に伴うものでございます。今回、本条例の議案が当日送付になりましたのは、総務省から条例案改正予定事項が今年に入りまして1月9日付で発出されて、その後、広域連合として受理をしたことから、条例改正の準備が本会議の通常の議案発送に間に合わず、当日となった次第でございますので、ご了承いただければと存じます。

それでは、議案の説明に入ります。

初めに、資料の1ページをご覧ください。提案理由です。本条例改正は、仕事と育児、介護を両立できる職場環境を整備するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、広域連合職員についても同様の措置を講じたいのと、地方公務員に対する読替規定が削除されたことに伴う所要の整備でございます。

改正条文については、2ページから4ページに記載しておりますが、その内容につきまして5ページの説明資料でご説明したいと思います。

こちらの横書きの表ですが、真ん中の列でございます。まず、勤務時間条例関係です。改正内容として、1.子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、これは所定外労働、いわゆる残業、こちらの免除についての規定でございます。対象となる職員の範囲を現行の3歳になるまでの子から、小学校就学前の子を養育する職員に拡大するものでございます。

2.介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等ですが、これは仕事と介護の両立支援制度について、その周知や情報提供、意向確認を職員に対して行う

ことや、研修等を行い、職場環境の整備を行うことを任命権者に義務づけるものです。

次に、育児休業関係ですが、こちらは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条第32項の削除に伴う所要の整備となっております。施行期日は、令和7年4月1日でございます。

6ページから10ページに改正条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第9号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩永敏博君）

では、議案に対する質疑を行います。ございませんか。

【「なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

なければ、これをもって議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第9号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休憩等に関する条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

○議長（岩永敏博君）

討論を終結し、採決をいたします。

議案第9号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程 15、同意議案第 1 号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

本件は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の必要がありますので、尾上和孝議員の退場を求めます。

【尾上和孝君 退場】

○議長（岩永敏博君）

提案理由について、連合長の説明を求めます。

連合長。

【古川隆三郎君 登壇】

○連合長（古川隆三郎君）

ただいま上程されました同意議案第 1 号は、監査委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

これまでの百武監査委員の任期が去る 10 月 31 日をもって満了したことに伴い、新たに議会の議員のうちから選任する監査委員に波佐見町選出の尾上和孝議員を選任したいと存じます。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（岩永敏博君）

これより同意議案第 1 号を直ちに採決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

ご異議ありませんので、採決いたします。

同意議案第1号は、原案のとおり尾上和孝君を監査委員に選任することについて同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

異議なしと認めます。

よって、同意議案第1号は、同意することに決定いたしました。

4番、尾上議員の入場を求めます。

【尾上和孝君 入場】

○議長（岩永敏博君）

次に、日程16「議会運営委員会の選任について」を議題といたします。

本件については、現在の委員の任期が2月20日をもって満了することから、新たに委員を選任するものであります。

委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に、長崎市選出、井上重久議員、佐世保市選出、本田ひろし議員、平戸市選出、池田稔巳議員、松浦市選出、宮本啓史議員、南島原市選出、永池充宏議員、時津町選出、山口一三議員、東彼杵町選出、浪瀬真吾議員、新上五島町選出、大

谷恵次議員、以上のとおり指名いたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

次に、日程１７「議会運営について」を議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営についてを議会閉会中の議会運営委員会に付託することにいたしたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の議会運営委員会に議会運営についてを付託することに決定
いたしました。

次に、日程１８「協議等の場に係る報告について」を議題といたします。

本件は、地方自治法第１００条第１２項及び長崎県後期高齢者医療広域連合議会会
議規則第１２５条の規定に基づき、協議等の場を臨時に設けたので、報告しようとす
るものであります。

その内容は、お手元に配付しております資料に記載のとおりでありますので、ご了

承ください。

次に、日程１９「例月出納検査報告について」は、配付されております報告書のとおりであります。

本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、日程２０「一般質問」を行います。

なお、一般質問については、議会運営委員会の申合せにより、質問、答弁を含め１人につき３０分以内となります。

では、事前通告に基づき質問を受け付けます。

１３番、山口議員。

○１３番（山口欽秀君）

１３番、山口欽秀が一般質問を行います。

現在、２０２５年度予算案が国会で審議されております。その予算案に盛り込まれている医療費の窓口負担に上限を設ける高額療養費制度の負担上限引上げについて質問いたします。

高額療養費の年間受給者は７９５万人と言われています。その中に多くの高齢者が含まれています。高齢者は年金生活であり、所得が低く、最近の物価高の影響を受けて生活の困窮が広がっています。昨年、令和６年、７年の後期高齢者の保険料が大きく引き上げられました。そして保険料の賦課限度額も令和６年度は７３万円、今年は８０万円とさらに上がります。２０２２年に年収２００万円以上の高齢者の窓口負担が２割に引き上げられました。その際、窓口負担を月３，０００円以内にするという激変緩和措置も今年９月までとなります。今まで以上に高齢者の医療費の窓口負担が増えることになるわけであります。今でさえ保険料の負担、そして医療費負担が高齢者に大きくのしかかっております。既に限度まで負担となっている人がたくさんいると思います。

国会では、野党の反対を受けて修正の動きもあるようであります。しかし、先は不透明であります。政府案が国会を通ったとき、今の高額療養費の段階的な引上げによって、その影響についてどのように考えているか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岩永敏博君）

連合長。

○連合長（古川隆三郎君）

山口欽秀議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、今回の高額療養費制度の自己負担上限額の見直しについてであります。

現時点で国から正式な通知はございませんので、先月開催されました国の社会保障審議会医療保険部会の資料を基にご説明させていただきます。

高額療養費制度は、一月に医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、定められた上限額を超えて支払った額を高額療養費として払い戻す制度であります。上限額は、個人や世帯の所得に応じて定められています。近年、高齢化の進展や医療の高度化、高額薬剤の普及等により高額療養費の総額は国民医療費の伸びを大きく上回って増加し、結果として保険料負担が増加をしているところであります。

こうした状況を踏まえ、セーフティーネットとして高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含め全ての年代の保険料負担の軽減を図る観点から、上限額の見直しについて示されたところであります。

具体的には、令和7年8月から3段階で見直すこととし、まずは前回見直しを行いました約10年前からの平均給与の伸び率を踏まえ、負担能力に応じ2.7%から15%引き上げる予定であります。低所得者の方への配慮としまして、所得区分に応じて引上げ率を緩和し、特に住民税非課税世帯につきましては上限額の引上げ率が2.7%に抑えられているところであります。保険料負担の軽減については、3段階の引

上げの後で、後期高齢者医療費の被保険者 1 人当たりの年間保険料が 1, 100 円軽減される見込みとされています。

また、先月、全国がん患者団体連合会などが高額療養費制度の上限額の引上げを見直すよう求めたことに対しまして、福岡厚生労働大臣が、今後、団体から直接意見を聴取し、合意形成を図っていくとの考えを示されたところであります。

なお、本日 2 月 12 日、大臣と団体側が面会されるという報道もあるところであります。国からの情報はまだ示されておられませんので、当広域連合といたしましては、今後の動向を注視しつつ、対応に努めてまいります。

以上、本壇からの答弁とさせていただきます。

以上であります。

○議長（岩永敏博君）

13 番、山口議員。

○13 番（山口欽秀君）

今回の高額療養費の引上げによって、理由として、現役世代の保険料の軽減が目的だと、高齢者の一定の所得のある人ということではありますが、実際に現役世代の保険料軽減というのはどのぐらいの軽減になるかというのはご存じでしょうか。

○議長（岩永敏博君）

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

国が出しております資料によりますと、現役世代の方が加入されている制度によっても違うんですけども、それぞれ申し上げさせていただきます。

令和 7 年度で協会けんぽの方が加入者 1 人当たりの保険料が年額で約 1, 000

円、健保組合の方が1,400円、共済組合の方が1,400円、それと国民健康保険に加入されている方が500円保険料の軽減ができるということで資料がございます。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

13番、山口議員。

○13番（山口欽秀君）

今言われましたように、現役世代の軽減も、今の物価高に関わっては大きく軽減される状態ではないということが一つあるわけですね。それに加えて、国の最終予算は、この高額療養費の引上げによって1,100億円もの予算削減につながると、そういう状態なんですよ。やっぱりそういう状態を見たときに、一番負担を感じるのは、高齢者の病院、手術とかがんとか長期入院者の負担が増えるということであり、一方で、現役世代の保険料軽減にはそう大きな影響はないということなんですよ。そこを見たときに、やっぱり高齢者の、とりわけ年金生活でがんになったら、長期入院になったらこの高額療養費、大変な負担になるというふうに思います。

この点で、様々な、軽減とまでいかないんですが、1か月間に治療を受けたときに外来の特例がありますよね、外来の特例は、この引上げのところでどういう特例が変わるかというのちょっと教えていただけますか。

○議長（岩永敏博君）

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

外来の高額医療費につきましては、所得区分が現役世代並み以外の被保険者につい

ては特例制度が設けられているところです。令和7年度については、現在、令和6年度と同じで据え置かれます。令和8年度に引き上げられる予定でございます。月単位の上限額が、所得区分に応じまして2,000円から1万円引上げの予定です。ただし、住民税非課税世帯のうち、世帯全員の所得がゼロ円の方につきましては引上げはない見込みであります。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

13番、山口議員。

○13番（山口欽秀君）

ここにも370万円を下回る方に対して、こういう外来の特例が起きるわけですね。ですから全ての高齢者の方に、病気になったときに負担がかぶさるということがあります。

私も、母がけがをして入院をいたしました。ところが、収入が一定あったもんですから高額療養費に僅かに足りなかったということで、負担が増えました。プラス、入院すると、食費だとか、そういう入院に関わっての諸経費がかかりますよね。給食、それには保険はかかりませんので、結局は高額療養費の倍以上入院費がかかるというぐらゐの費用の請求が来ました。つまりこれは、本人が払えばいいんだけど、結局は家族がその入院費を払わないかんということからいったら、本人が払える能力がなければ、若い世代、現役世代の負担になるというふうにつながって、これはもう医療にかかるのは大変だと、お金がないと病院にかかれない、高齢者も安心して病院にかかれない、そういう実態を私はじかに感じたんですね。

私の周りにも、がんで入院し、今、抗がん剤治療をやっていますが、そういう方が入院したら、本当に今の厚生年金程度の収入で払えるのかと、私はそういうふうに思います。それ以上の負担増を、後期高齢者の人たちに高額療養費の負担を強いるやり方

はやっぱりやめるべきだと、とりわけがんとか長期の入院患者を抱えてる家族は、お金の面、生活の面、すごく破綻に直面するのではないかなと、そういうことを思いますので、ぜひ広域連合としても声を上げていただきたい、そういうことを述べて質問を終わります。

○議長（岩永敏博君）

では、続きまして、2番、永田議員。

○2番（永田勝美君）

2番の佐々町選出の永田勝美でございます。私は、今般の急激な物価上昇が続く中で、保険料や窓口自己負担など医療費負担が増え続けている状況は、必要な医療への受診が抑制される事態が強く懸念され、当連合議会としてできることはないのかという角度で質問いたします。

国民生活基礎調査によれば、高齢者世帯の平均所得は平成10年の335万円をピークに減少が続いており、平成29年に一旦上昇しましたが、令和4年、最近の調査では304万9,000円と大幅に減少しています。可処分所得は令和3年度で226万円です。いわゆるその他世帯の327万7,000円の約7割という水準で、高齢者世帯というのは、本当に多くはやはり低所得であるということではないかと思えます。

一方で、物価上昇は、12月の指数で前年同月比3.6%の上昇となり、2020年を100とした指数が110.7というすさまじさです。NHKの報道でも、高齢者世帯が生活が苦しいと回答した世帯が前年度より10.7ポイント高い59%、統計を取り始めた1986年以降、最も高くなっているという状況にございます。米の値段が2倍になった、野菜の高騰が続いており、厚さ5センチの白菜が販売されると。ガソリンも灯油も値段が上がった、冬を乗り切れるか心配だという声も聞きました。食料品価格は、全国の先行指標と言われる東京都区部の統計で8%を超える上

昇というのが報道されておりました。８％といたしますと、年間１２か月あるわけですが、一月分の食費が消えるというぐらいの値上げですね、本当に私自身もかつて経験したことがない値上げだなというふうに思います。７０年代の狂乱物価の時代をほうふつとさせるような値上げが続いているという状況でございます。賃金引上げの影響が受けられない高齢者にとっては、負担だけが増える、そういう事態ではないでしょうか。

そうした中で、後期高齢者保険料が昨年１２％の引上げということになりました。窓口１割負担であったものを２割、３割に引き上げており、２割負担の上限３，０００円も今年には廃止をされます。加えて、先ほど来ありました高額療養費の負担上限額も大幅に引き上げられようとしています。高齢者の側から見れば、被保険者の側から見れば、保険料は上がったと、窓口負担も増えたと、さらに高額療養費の負担も増えて、一方で、物価上昇が続いて困難な生活が続いていると。せめて病気になったときぐらいは安心して療養できる環境が欲しいという声が多く、被保険者の皆さんの声ではないでしょうか。こうした高齢者医療をめぐる過大な負担について、どのように認識しているのか、また、負担軽減に向けた手だての必要性を認識されているのかについて伺いたい。

事態の緊急性を踏まえて、昨年の秋から今年にかけても本当に大幅な値上げが続いておりますし、今日も報道がありましたが、米の値段が下がる見通しは今のところないという報道もありました。そういった中で、やはり基金の活用というのを、予算の議論の中でもありましたので繰り返しませんけれども、実態は切迫しているのではないかと。半年前の８月の議会で私は、受診抑制と重症化という悪循環が生じていくことについて質問いたしました。そういう事例もお示ししました。このままでいくと、容易にそういった事態が生じていくと、再発するということがあるのではないかと。被保険者が安心して医療が受けられる環境というのは、まさに経済的に今脅かされているということを認識すべきではないかと思います。改めて、後期高齢者医療連合として打つべき手だてはないのかということについて質問いたします。

高額療養費負担等の見直しについては、先ほど来質疑もありましたので、かなり重複しますので、省略いたします。

以上です。

○議長（岩永敏博君）

連合長。

○連合長（古川隆三郎君）

永田勝美議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目であります。負担軽減に向けて手だての必要性があるのではないかとというご質問でございますが、国民生活基礎調査におきまして、高齢者世帯の平均所得が減少していること、あわせて、全国消費者物価指数において物価高騰が続いていることは十分承知をしています。特に低所得者の負担軽減の必要性については十分認識をしているところであります。令和6年、7年度を特定期間とする保険料改定においては、低所得者層に配慮をし、制度改正に伴う保険料増加分について、均等割と所得割の比率見直しにより所得割で負担するよう調整を行いました。また、均等割の軽減制度につきましても、昨年度に引き続き、今回、令和7年4月1日以降の軽減対象となる所得額の基準の引上げのための条例議案を上程させていただいたところであります。

次に、2点目の基金の活用などによる保険料の引下げの可能性についてであります。

私どもの後期高齢者医療制度では、2年間の特定期間ごとに保険料率を決定しているため、この制度上、保険料率決定後の緊急的な引下げは極めて難しいところでありますが、次回の令和8年・9年度の保険料率改定に当たりましては、財政調整基金等を活用し、保険料負担の軽減を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、受診抑制と重症化という悪循環を避け、現状を打開するための手だ

てについてのお尋ねです。

この課題は、第4次広域計画の基本方針であります医療費の適正化と保健事業の推進が重要であると考えています。特に保健事業の推進においては、第3期データヘルス計画で掲げた目標であります生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化を予防し、できる限り長く在宅で自立した生活を送ることのできる高齢者を増やす、このことが結果的に医療費の抑制、被保険者の医療費負担や保険料の上昇の抑制につながるものと考えています。

なお、具体的な取組としては、病気の早期発見が重要であります。健康診査及び歯科健診の受診率の向上に努めたいと考えています。

また、令和7年度からは、県内全市町で一体的実施に取り組み、健診結果などを活用した保健指導や、介護保険と連携した健康教育、健康相談に注力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（岩永敏博君）

2番、永田議員。

○2番（永田勝美君）

答弁ありがとうございました。

広域連合としての姿勢、努力については、もちろん一定の評価をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。ただ、事態は、本当に高齢者にとって暮らしは苦しくなるばかりと、命綱の社会保障が後退してるという事態なんですね。状況としてはですね。こうした事態の打開というのは、本来は国においてなされるべきことだというふうに思います。だから広域連合だけが責任を負うべきものではないということは当然だというふうに思うんですね。しかし、今年度の政府予算を見ますと、この物価高に苦しむ国民の暮らしに本当に冷たい予算じゃないのかというふうに思って

おります。政府予算案では、高額療養費の改悪、その他も含めて自然増社会保障1,300億円削減というふうに言ってますし、年金も実質削減と減ってますよね。要するに物価上昇に追いつかないわけですよね。

一方で、介護職員の不足とか介護事業所の倒産、廃業、医療機関の経営悪化と医療従事者の賃下げ、こういったことも起きてると。だから医療や介護の危機が生まれてる、それは両方からあるわけです。現実にも医療機関の役員をしておりますけれども、医療機関では今、本当患者数が減ってるんですね。要するに受診抑制がやっぱり進んでるとしか思えないというふうに思っています。それは、特に高齢者の場合、我慢するっていうことがやっぱり広がってるんじゃないだろうか。特にコロナ以降、軒並み外来の患者さんが減り、それに伴って病院のベッドも空くという状況で、医療機関の経営そのものが本当に非常に厳しい、だから賃金も、ボーナスが1か月しか出ないみたいなのが基幹病院でも生まれてる状況なんです。

そういう状況というのは、結果的には被保険者である後期高齢者の皆さん方に本当にやっぱりはね返ってくる問題であろうというふうに思うんです。受診抑制が進む、医療機関も体制が厳しくなっていくというふうになると、安心して医療が受けられる環境ってというのが本当に細っていくということになるのではないだろうかというふうに思っております。ですから後期高齢者の広域連合として、やはり健康維持の命綱である後期高齢者医療保険制度でございますので、これを預かる連合会として、できることは全てやるという構えで取り組んでいただきますことを重ねてお願いをして、質問とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

○議長（岩永敏博君）

以上で一般質問を終わります。

では、皆様にお諮りいたします。

今定例会において議決されました各案件につきましては、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長

に委任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして今定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。皆様、どうもお疲れさまでした。

＝閉会 午後４時３５分＝

上記のとおり会議録を調製し署名する。

副 議 長 村井 達己

議 長 岩永 敏博

署名議員 大谷 恵次

署名議員 神之浦 伊佐男